

浦河町過疎地域自立促進市町村計画

平成28年度～平成32年度

【平成28年度一部変更】

【平成30年度一部変更】

北海道 浦河郡 浦河町

目次

○ 計画策定にあたって.....	1
(1) 計画策定の趣旨.....	1
(2) 過疎地域の位置図.....	1
1 基本的な事項.....	2
(1) 浦河町の概況.....	2
ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要.....	2
イ 過疎の状況.....	2
ウ 社会経済的発展の方向の概要.....	3
(2) 人口及び産業の推移と動向.....	3
ア 人口の推移と動向.....	3
イ 産業の推移と動向.....	5
(3) 行財政の状況.....	6
ア 行財政の状況.....	6
イ 施設整備水準の状況.....	7
(4) 地域の自立促進の基本方針.....	8
ア 過疎対策の成果.....	8
イ 基本的な考え方.....	8
ウ まちの将来像.....	9
エ 基本方針.....	9
(5) 計画期間.....	9
(6) 公共施設等総合管理計画との整合.....	9
2 産業の振興.....	10
(1) 現況と問題点.....	10
ア 農業.....	10
イ 林業.....	11
ウ 漁業.....	11
エ 商業.....	12
オ 工業.....	13
カ 観光.....	13
キ 雇用.....	14
(2) その対策.....	15
ア 農業.....	15
イ 林業.....	16
ウ 漁業.....	16
エ 商業.....	17
オ 工業.....	17

カ	観光	17
キ	雇用	18
(3)	計画	18
3	交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	23
(1)	現況と問題点	23
ア	道路	23
イ	交通	23
ウ	通信施設	23
エ	地域間交流	24
(2)	その対策	24
ア	道路	24
イ	交通	24
ウ	通信施設	24
エ	地域間交流	25
(3)	計画	25
4	生活環境の整備	26
(1)	現況と問題点	26
ア	水道施設	26
イ	下水道施設	26
ウ	廃棄物処理施設	26
エ	消防施設	26
オ	公営住宅	27
カ	墓地・火葬場	27
キ	防災	27
(2)	その対策	27
ア	水道施設	27
イ	下水道施設	28
ウ	廃棄物処理施設	28
エ	消防施設	28
オ	公営住宅	28
カ	墓地・火葬場	29
キ	防災	29
(3)	計画	29
5	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	31
(1)	現況と問題点	31
ア	高齢者等の保健・福祉	31
イ	児童の保健・福祉	32
(2)	その対策	32
ア	高齢者等の保健・福祉	32
イ	児童の保健・福祉	33

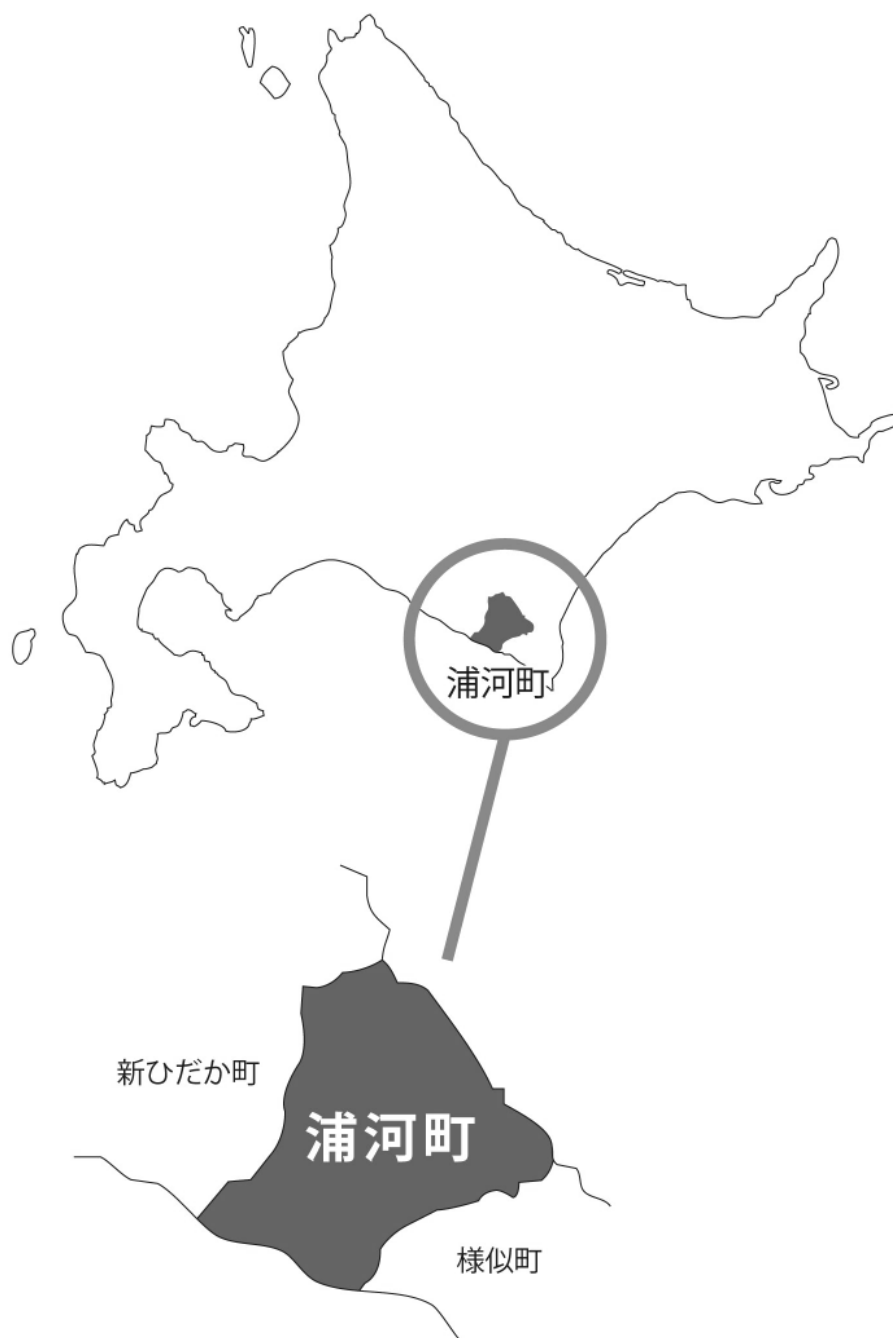
(3) 計画	33
6 医療の確保.....	35
(1) 現況と問題点	35
(2) その対策	35
(3) 計画	35
7 教育の振興.....	36
(1) 現況と問題点	36
ア 学校教育	36
イ 社会教育	37
ウ コミュニティ活動	37
(2) その対策	37
ア 学校教育	37
イ 社会教育	38
ウ コミュニティ活動	38
(3) 計画	38
8 地域文化の振興等	39
(1) 現況と問題点	39
ア 文化芸術	39
イ 文化財保護・活用	39
(2) その対策	40
ア 文化芸術	40
イ 文化財保護・活用	40
(3) 計画	40
9 集落の整備.....	41
(1) 現況と問題点	41
(2) その対策	41
(3) 計画	41
10 その他地域の自立促進に関し必要な事項.....	41
(1) 現況と問題点	41
ア 自然エネルギーの利用促進を図るための施設等の整備.....	41
イ その他行財政の運営.....	41
(2) その対策	42
ア 自然エネルギーの利用促進を図るための施設等の整備.....	42
イ その他行財政の運営.....	42
(3) 計画	43

○ 計画策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

本計画は、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）の規定により、過疎地域となる当町の振興と発展の指針とするため、浦河町総合計画及び北海道過疎地域自立促進方針との整合を図りながら策定するものとする。

(2) 過疎地域の位置図



1 基本的な事項

(1) 浦河町の概況

浦河町は、北海道の南西部、日高管内の東部に位置し、東は様似町に、西は新ひだか町にそれぞれ接し、背後には雄大な日高山脈がそびえ南は広大な太平洋に面している。

面積 694.26k m²、人口 13,160 人（平成 27 年 3 月 31 日現在）の、農業と漁業を中心とした第一次産業が基幹産業の町である。

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

① 自然

太平洋に面していることから、海洋性気候の影響で夏は涼しく冬は温暖なため「北海道の湘南地方」とも呼ばれ、豊かで住みよい自然環境に恵まれている。

地勢は大半が起伏に富んだ山岳・丘陵地帯となっており、総面積の 81% を山林が占め、平地は日高幌別川、乳呑川、向別川、絵笛川、元浦川などの流域と沿岸部に見られる。

② 歴史

明治 35 年の 2 級町村制施行後、大正 4 年には 1 級町村制施行により浦河町となり、昭和 31 年には浦河町と荻伏村が合併し現在の浦河町となった。

北海道では松前地方に次いで古くから開かれ、明治時代に入ると開拓使の移民政策により内地人の移民が盛んになる一方で、昆布を始めとした海産物などの物資の集積地としてにぎわった。

明治 5 年に開拓使によって浦河支庁が置かれてからは、諸官庁や銀行等が相次いで設置され、日高地方の行政・経済・文化の中心として発展してきた。

また、古くから馬との関わりが深く、明治時代に国の種場牧場が置かれたことを契機に民間での競走馬の生産も始まり、現在は国内有数の軽種馬生産地として日本の馬産振興の拠点となっている。

③ 社会・経済

浦河町の産業構造は、農業と漁業を中心とした第一次産業が基幹産業となっており、特に農業については、軽種馬生産が大半を占めている。

就業者数でみると、日高地方の社会・経済の中心として諸官公庁や各種事業所が開設されてきたこともあり、第三次産業の就業者数の比率は 6 割を超えている。

本町には国道 235 号、236 号、336 号が通っており、国道と連結する主要道路や高規格幹線道路などの基幹道路の整備と自動車の普及により、近年は経済圏だけでなく医療圏や買い物などの日常生活圏も近隣都市へと広域化している。

このような中、近年では、中心市街地整備事業や公共下水道の供用開始などの整備を進めているほか、都市と農村の交流拠点施設である優駿の里公園の活用や乗馬普及など、地域の特色を活かしたまちづくりを推進している。

イ 過疎の状況

平成 22 年国勢調査による総人口は 14,389 人となっており、昭和 35 年の 21,915 人と比較すると 7,526 人（34.3%）減少している。

また、人口減少に伴い若年者比率も 14.3% と減少傾向にあるが、高齢者比率は 25.1% と総人口、若年者人口ともに減少している中であって年々増加している。

過疎化の主な要因としては、基幹産業である第一次産業の低迷や、雇用の場に大きく結びつく地場

産業が拡大していないことによる若年層の町外流出などがあげられるが、こうした状況が町内の産業や経済の停滞・縮小に拍車をかけている。

この対策として、基幹産業である第一次産業の振興をはじめ、道路・下水道整備などの生活環境施設などの整備を進めるとともに、少子高齢化への対応として子育て支援・教育施設の整備や医療福祉の充実などに努めている。

今後においても、第一次産業を中心とした産業の振興をさらに進め、地域資源を活かした魅力ある産業づくりや生活環境の整備など、地域の自立に向けた振興策の展開が必要となっている。

ウ 社会経済的発展の方向の概要

少子高齢化の進行などにより、当町の人口は今後も減少傾向が続くものと推計されている。加えて、幹線道路などの交通網の整備促進や情報通信網の進展により、産業・経済活動だけでなく、通勤、通院、買い物などの住民の日常生活圏も多様化・広域化は避けることはできない。

このため、当町では、「新・北海道総合計画」の道央広域連携地域の中で掲げられている、地域の可能性や地域づくりの方向性を地域発展の指標としながら、豊かな自然と農水産物や馬などの地域特有の資源を活かした地場産業や観光産業などの振興による自立促進を図るとともに、今後も日高管内の中核都市としての役割を担っていくための取り組みが必要である。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

国勢調査による人口は昭和 35 年の 21,915 人がピークであったが、それ以降は減少傾向が続いており、昭和 35 年から平成 22 年の間に 7,526 人 (34.3%) 減少している。

人口減少の状況を時期別にみると、昭和 35 年から昭和 45 年までの 10 年間では減少人数総数の 16.0%、昭和 40 年から昭和 50 年では 21.5%、昭和 50 年から昭和 60 年では 22.6%、昭和 60 年から平成 7 年では 26.1%、平成 7 年から平成 17 年では 23.9%となっている。

国勢調査による世帯数は、昭和 35 年の 4,709 世帯以降増加を続け、平成 7 年の 6,977 世帯をピークに平成 22 年は 6,358 世帯となっており、昭和 35 年から平成 22 年の間では 1,649 世帯 (35.0%) 増加している。

しかし、核家族化や少子高齢化などにより、1 世帯当たりの平均世帯人員は昭和 35 年の 4.65 人をピークに、平成 22 年では 2.20 人と昭和 35 年から平成 22 年までの間で 48.6%も減少しており、今後も人口減少とともに平均世帯員数の減少も続くことが想定される。

国勢調査による平成 22 年の年齢階層別の状況をみると、15 歳から 29 歳までの若年者比率は 14.3%と北海道の 14.8%と比較して 0.5 ポイント下回っており、昭和 35 年以降増減を繰り返してきたものの全体的には減少傾向にある。

また、65 歳以上の高齢者比率は 25.1%で北海道の 24.7%より 0.4 ポイント上回っている状況にあり、昭和 35 年から増加傾向が続いている。

表 1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

(単位: 人・%)

区分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	21,915		21,552	△1.7	20,922	△2.9	20,213	△3.4	19,408	△4.0
0 歳～14 歳	7,846		6,627	△15.5	5,565	△16.0	5,165	△7.2	4,605	△10.8
15 歳～64 歳	13,117		13,755	4.9	13,975	1.6	13,411	△4.0	12,906	△3.8
うち 15～ 29 歳(a)	5,641		5,412	△4.1	5,255	△2.9	4,595	△12.5	4,047	△11.9
65 歳以上(b)	952		1,170	22.8	1,382	18.1	1,637	18.5	1,897	15.9
(a)/総数 若年者比率	25.7		25.1	—	25.1	—	22.7	—	20.9	—
(b)/総数 高齢者比率	4.3		5.4	—	6.6	—	8.0	—	9.8	—

区分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	18,808	△3.1	17,862	△5.0	17,186	△3.8	16,634	△3.2	15,698	△5.6
0 歳～14 歳	4,193	△8.9	3,497	△16.6	2,846	△18.6	2,506	△11.9	2,232	△10.9
15 歳～64 歳	12,461	△3.4	11,851	△4.9	11,461	△3.3	10,868	△5.2	10,023	△7.8
うち 15～ 29 歳(a)	3,408	△15.8	3,124	△8.3	3,154	1.0	3,142	△0.4	2,539	△19.2
65 歳以上(b)	2,154	13.5	2,514	16.7	2,879	14.5	3,260	13.2	3,443	5.6
(a)/総数 若年者比率	18.1	—	17.5	—	18.4	—	18.9	—	16.2	—
(b)/総数 高齢者比率	11.5	—	14.1	—	16.8	—	19.6	—	21.9	—

区分	平成 22 年	
	実数	増減率
総数	14,389	△8.3
0 歳～14 歳	1,794	△19.6
15 歳～64 歳	8,979	△10.4
うち 15～ 29 歳(a)	2,056	△19.0
65 歳以上(b)	3,616	5.0
(a)/総数 若年者比率	14.3	—
(b)/総数 高齢者比率	25.1	—

表 1-1 (2) 人口の推移 (住民基本台帳)

(単位: 人・%)

区分	平成 12 年 3 月 31 日		平成 17 年 3 月 31 日			平成 22 年 3 月 31 日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	16,399	—	15,605	—	△4.8	14,165	—	△9.2
男	7,950	48.5	7,632	48.9	△4.0	6,914	48.8	△8.5
女	8,449	51.5	7,973	51.1	△5.6	7,251	51.2	△9.1

区分		平成 26 年 3 月 31 日			平成 27 年 3 月 31 日		
		実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
住民 除く 外国人	総数	13,294	—	△6.1	13,082	—	△1.6
	男	6,480	48.7	△6.3	6,356	48.6	△1.9
	女	6,814	51.3	△6.0	6,726	51.4	△1.3
参考	男 (外国人住民)	66	85.7	—	63	80.8	△4.5
	女 (外国人住民)	11	14.3	—	15	19.2	36.3

イ 産業の推移と動向

国勢調査による就業人口は、昭和 35 年の 10,007 人から増減を繰り返しながら平成 22 年には 7,109 人と 2,898 人 (28.9%) 減少している。

また、平成 22 年の産業 3 部門別就業者人口比率は、第一次産業 25.8%、第二次産業 13.0%、第三次産業 61.2%と、第三次産業の比率が高い就業構造となっており、なかでもサービス業については 34.2%と高い比率を占めている。

就業者人口比率の構成順位は昭和 35 年から変わっていないが、比率に関しては昭和 35 年から平成 22 年を比較すると、第一次産業は 49.4%から 25.8%と 23.6 ポイントの大幅な減少、第二次産業は 14.6%から 13.0%と 1.6 ポイントの減少、第三次産業は 35.9%から 61.2%と 25.3 ポイントの大幅な増加となっている。

人口減少と就業者数の減少は今後も続くものと想定されるが、産業 3 部門別就業者比率については第二次産業の比率は減少するものの、第一次産業は振興策の成果により横ばい、もしくは上昇する可能性がある。

表 1-1 (3) 産業別人口の推移 (国勢調査)

(単位: 人・%)

区分	昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	10,007	9,845	△1.6	10,388	5.5	9,686	△6.8	9,427	△2.7
第一次産業 就業人口比率	49.4	41.3	—	35.2	—	34.4	—	30.7	—
第二次産業 就業人口比率	14.6	18.3	—	19.6	—	16.9	—	19.0	—
第三次産業 就業人口比率	35.9	40.4	—	45.2	—	48.5	—	50.3	—

区分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	9,394	△0.4	9,287	△1.1	9,375	0.9	9,023	△3.8	8,404	△6.9
第一次産業 就業人口比率	29.7	—	29.2	—	25.3	—	25.3	—	25.3	—
第二次産業 就業人口比率	20.3	—	19.1	—	21.7	—	17.6	—	14.9	—
第三次産業 就業人口比率	49.9	—	51.7	—	53.0	—	57.1	—	59.8	—

区分	平成 22 年	
	実数	増減率
総数	7,109	△15.4
第一次産業 就業人口比率	25.8	—
第二次産業 就業人口比率	13.0	—
第三次産業 就業人口比率	61.2	—

※総数に分類不能の数を含んでいるため、就業人口比率の合計は 100%にならない場合がある。

(3) 行財政の状況

ア 行財政の状況

当町の行政状況については、厳しい社会・経済環境を生き抜き、「明日に希望を託せる町づくり」を実現していくため、平成 16 年度に「浦河町行政改革大綱」、平成 18 年度に「集中改革プラン」を策定し、組織機構の見直し、適正な定員管理、給与制度や事務事業の見直しなど、簡素で効率的な行政システムの確立に向け、行政運営、執行体制の見直しに取り組んできた。

また、財政状況については、歳入面では地方交付税など国などからの影響を受けやすい依存財源の割合が高く、自主財源である町税は景気低迷による落ち込みが続いている。

一方、歳出面では、義務的経費の節減に努め、公債費も平成 16 年度をピークに減少傾向にあるが、今後、予定されている大型事業に対する支援などによる歳出の増加が考えられ、当町の財政は依然として厳しい状況にあるといえる。

このようなことから、今後においても、各種の行政サービスを維持しつつ将来の諸課題に対応できるよう、健全な行財政運営に努める必要がある。

表 1-2 (1) 市町村財政の状況

(単位：千円・%)

区分	平成 12 年度	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 25 年度
歳入総額 A	11,409,845	8,127,207	9,472,285	8,918,075
一般財源	6,497,700	5,703,137	5,597,079	5,446,142
国庫支出金	711,445	451,271	1,577,999	748,818
都道府県支出金	658,634	419,096	473,670	440,912
地方債	1,672,490	473,600	730,800	904,673
うち過疎債	—	—	207,900	384,300
その他	1,869,576	1,080,103	1,092,737	1,377,530
歳出総額 B	11,274,677	8,040,769	9,373,706	8,722,395
義務的経費	3,988,373	4,116,576	3,667,312	3,642,359
投資的経費	3,610,296	800,352	1,838,668	1,063,672
うち普通建設事業	3,589,986	793,495	1,820,533	981,514
その他	3,676,008	3,123,841	3,867,726	4,016,364
過疎対策事業費	—	—	307,779	442,672
歳入歳出差引額 C (A-B)	135,168	86,438	98,579	195,680
翌年度へ繰越すべき財源 D	12,180	—	14,489	34,662
実質収支 C-D	122,988	86,438	84,090	161,018
財政力指数	0.30	0.31	0.31	0.28
公債費負担比率	24.5	27.6	19.7	19.5
実質公債費比率	—	21.4	17.5	15.4
起債制限比率	15.1	15.7	13.3	11.0
経常収支比率	82.6	88.0	82.2	85.0
将来負担比率	—	—	111.8	78.5
地方債現在高	18,904,433	14,829,137	11,058,412	10,900,473

イ 施設整備水準の状況

① 道路

各種産業基盤及び社会基盤である道路の整備状況は、国道においては舗装率・改良率ともに100%、道道においては舗装率96.4%、改良率96.1%と進んでいる。住民生活に密着した町道の整備状況は、平成25年度末で改良率80.7%、舗装率76.9%と着実に整備を進めているが、近年は整備の速度が鈍化している。

② 水道・下水道

水道の給水区域内の普及率は、平成25年度末で上水道94.5%、簡易水道96.0%となっており、計画的な整備により良質の飲料水を供給している。また、老朽化した配水管の整備を計画的に進めている。下水道については、平成4年度から供用開始となっており、現在も整備を進めている。また、当町荻伏地区において平成10年度から農業集落排水が供用開始となっている。

③ 病院

病院・診療所については、民間医療機関が平成23年度に1箇所が廃業し町立運営となり、また平

成 26 年度から平成 27 年度にかけて 2 箇所新設されたことから、地域センター病院である浦河赤十字病院のほか、町立医療機関が 1 箇所、民間医療機関が 5 箇所、歯科診療所が 7 箇所となっている。浦河赤十字病院については、平成 22 年度から平成 25 年度にかけて大規模な増改築が実施された。

④ 小中学校

小中学校については、平成 27 年度から小学校 1 校を統合し、小学校 4 校、中学校 3 校となっている。

表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況（公共施設状況調）

区分	昭和 45 年度末	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	平成 25 年度末
市町村道						
改良率 (%)	5.3	38.6	68.2	79.1	80.5	80.7
舗装率 (%)	1.3	26.9	62.3	73.7	76.7	76.9
林道						
延長 (m)	—	—	—	—	61,092	61,092
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	1.5	2.3	2.9	3.0	2.9	2.9
水道普及率 (%)	64.5	74.1	81.6	85.7	94.1	94.5
水洗化率 (%)	—	—	—	53.8	59.8	63.6
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	20.5	21.3	25.3	31.4	24.5	24.5

(4) 地域の自立促進の基本方針

ア 過疎対策の成果

過疎対策については、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、平成22年度から国や北海道の支援を受けながら、産業振興、生活環境の整備など地域の活性化や自立促進を図るとともに、住民福祉の向上、雇用増大、地域間格差の是正に向けて総合的・計画的な対策を講じてきたところであり、当町においては、道路や医療機関、生活環境施設等の整備が着実に進んでいる。

イ 基本的な考え方

当町は、基幹産業である第一次産業の低迷と地域産業を支える担い手不足、若年層を中心とする人口の流出、高齢化の進行など数多くの課題を抱えているが、一方で日本有数の軽種馬生産や豊かな水産資源をはじめ、日高山脈や太平洋という自然環境や欧米を思わせる牧歌的な景観資源に恵まれており、地域の活性化と自立促進に向け大きな潜在力と可能性を秘めている。

今後も引き続き過疎対策を講ずる必要があるが、過去に建設した公共施設の老朽化や人口減少等による利用需給の変化が見込まれることから、既存ストックの有効活用や施設の更新・統廃合などを計画的に推進するほか、人材の確保・育成などソフト対策事業の充実を図る必要がある。

また、これまでのように他の地域と同じものを求めるような画一的な取り組みではなく、第6次浦河町総合計画（計画期間：平成 19 年度～28 年度）におけるまちの将来像及び基本方針を共通の柱とした当町の特色を活かした方向性により、すべての住民が誇りと生きがいを持ち幸せに住み続けることのできる、個性あふれる活力に満ちたまちの実現に結びつくものでなくてはならない。

ウ まちの将来像

「心豊かで活力と夢にあふれるまち 浦河町」

浦河町は、日高山脈と太平洋の雄大な自然に抱かれ、夏は冷涼で冬は温暖な気候となっており、この恵まれた地域特性を最大限に活用し、新たな時代に適応した独自の地域文化や産業振興を図りながら、第一次産業の農林漁業と福祉・教育など、まちづくりのあらゆる分野で経済的な豊かさと心の豊かさを併せ持った真の豊かさ実現するため、町民と行政がより一層連携を深め、すべての人が考え、行動して創りあげる力を引き出し、「将来に明るい夢の持てるまち」を目指す。

エ 基本方針

① 活力を生み出すまちづくり

豊かな地域資源を活かし、夢や希望を持って元気に働けるよう、基幹産業である農林水産業の一層の振興を図るとともに、商業や観光といった各種産業の振興を図り、活力ある産業基盤の再生に取り組む。

② 豊かな心を育むまちづくり

町民一人ひとりが心豊かに学び、ともに支え合い活力と潤いのあるふるさとづくりを進めるための学習環境の創出を図るとともに、次代を担う子どもたちが豊かな心を育みいきいきと学べる環境づくりを進める。

③ 安心して暮らせるまちづくり

すべての町民が、健やかでいきいきと安心して暮らすことができるよう、ともに支え助け合う地域づくりを進めるとともに、必要なときに保健・医療・福祉が連携したサービスを利用できるよう、環境づくりを推進する。

④ 安全に暮らせるまちづくり

豊かな自然環境を次代に継承していくため、保全対策を推進するとともに、多くの町民が自然環境に関心を持ち、保護していく意識が醸成されるよう、学習会や研修会など自然保護意識の高揚に努める。また、身近な暮らしの安全対策を進めるとともに、地域・企業・行政が連携した防災体制を強化し、安全で安心な生活を送れる環境づくりを進める。

⑤ 快適に暮らせるまちづくり

町民が快適でゆとりのある日常生活を送れるよう、道路や上下水道などの都市基盤整備の促進に努めるとともに、高度情報通信網や公共交通機関の維持・確保に努める。

⑥ 協働のまちづくり

町民や行政との協働・連携によるまちづくりを進めるとともに、積極的な行政改革や広域事業に取り組み持続的な財政運営を進める。

(5) 計画期間

計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5箇年とする。

(6) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画は策定中のため計画策定後追加する。

2 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

当町の基幹産業である軽種馬生産は、近年、中央・地方競馬の馬券売上げの増加、市場では産駒の販売価格・売却率ともに好調に推移しており、競馬界全体としては少し明るい兆しが見え始めているが、生産現場では既往する債務により経営改善が進まず、依然として深刻な経営環境にある。

ホッカイドウ競馬は馬産地にとって重要な役割を果たしており、平成4年度以降平成24年度まで赤字経営となり、平成25年度、26年度には黒字となるが、引き続き厳しい運営となっている。

酪農経営は、比較的中小規模であり年々減少傾向にある。生産面では、乳質改善が図られてきている一方、経営面では、牛乳消費量の落ち込みから乳価が安定せず、飼料価格も高騰するなどにより、所得低迷が続いている。

肉用牛経営は、経営の安定を目指す軽種馬生産、あるいは酪農経営との複合化により伸びているが、当町の大半を占める繁殖経営は、東日本大震災以降生牛価格が高騰しているものの繁殖牛との更新時期を迎えており、更なる経営の安定を図るためには、繁殖改良による産子の資質の向上と生産性の向上が求められている。また、繁殖の改良や地域ブランド化を進めるためには、肥育への取組みを強化し、地域内における生産から肥育までの一貫経営体制の確立を進めていくことがもめられている。

当町のいちご生産は、夏が涼しい冷涼な気候特性を活かした夏いちごを主としているが、近年は町外からの移住による新規就農者も増加しており、生産の中核を担っている。以前の課題であった品種の選定、栽培技術の確立等は、専門技術員による技術指導や町内での栽培試験の成果により改善され、JAひだか東の選果機導入により共同出荷体制も整い、地域振興作物として軌道に乗り始めている。今後は、更に産地形成に向けた取組みを強化していく必要がある。

花卉生産については、年々生産が増加しているが、近年は地域全体的に連作障害などの問題を抱えている状況にあり、効果的な土壌改良などの対策が求められている。

農業構造においては、農業者の高齢化、後継者不足による農業人口の減少や、生産技術の不均衡など、経営力不足による農業生産基盤の脆弱化が懸念されている。一方で、「田舎暮らし」や「自給自足生活」への関心の高まりもあり、新規就農相談件数は増加傾向にある。

農業の生産基盤となる農地、とりわけ当町の耕地面積の93%を占める牧草地については、「強い馬づくり」や自給飼料主体型畜産業を推進する上で最も重要であるが、平坦地が少なく急勾配での農作業による機械作業の非効率性を招いている。また、草地更新の遅れによる地力の低下、排水不良による生育障害や生産物の収量低下が見受けられ、効率的な土地基盤整備が求められている。

表2-1 (1) 農家戸数の推移 (農林業センサス)

(単位:人・戸)

区分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総農家数	753	595	528	516	475	398

表2-1 (2) 経営農用地面積の推移 (農林業センサス)

(単位:ha)

区分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
田	660.00	264.00	204.61	175.74	175.05	129.00
うち稲作田	276.00	252.00	147.51	108.43	147.51	77.00
畑	3,987.00	4,314.00	4,309.63	4,537.32	4,443.57	4,461.00
うち牧草地	3,774.00	4,193.00	4,191.99	3,794.54	4,191.99	4,240.00
計	4,647.00	4,578.00	4,514.34	4,713.06	4,618.62	4,590.00

表 2-1 (3) 家畜飼養頭数の推移 (農林課調)

(単位:戸・頭)

区分	乳用牛		肉用牛		軽種馬			緬羊	
	農家数	頭数	農家数	頭数	農家数	繁殖頭数	生産頭数	農家数	頭数
平成 15 年	20	594	37	477	280	2,139	1,491	2	X
平成 20 年	15	506	44	1,035	220	1,873	1,243	4	337
平成 25 年	14	415	41	1,101	186	1,615	1,202	-	-
平成 26 年	13	380	39	1,051	182	1,626	1,217	-	-

※「X」は、対象事業所数が 2 のため秘匿した。

イ 林業

当町の 8 割を占める森林は、木材生産をはじめ、水源涵養、災害防止、景観保全、地球温暖化防止や町民の憩いの場など様々な多面的 (公益的) 機能を持った貴重な財産であるとともに、その機能の発揮を通じて町民の生活の維持・向上に寄与している。

しかし、間伐などの森林施業の停滞が目立っており、森林の生産機能の低下から森林の荒廃が進んでいくことが懸念される状況にある。

こうした中、森林の持つ様々な機能を維持し高度に発揮するため、立地条件に応じた適正かつ継続的な森林管理や保全を進めるとともに、環境教育の場、健康づくりの場など様々なニーズにも応えていくことが重要となっている。

木材価格の低迷や林業労働力及び後継者不足、経営コストの上昇により、森林施業の停滞が目立っている。森林の整備及び林業の生産性を高めるため、既存林道網の維持補修に努め、経営コストの削減や省力化を図るとともに、森林の現況に応じた造林や間伐などの必要な施業を適時・適切に行う必要がある。

森林は、人々が憩い、安らぎや癒しを与えてくれる場として活用されているとともに、木質バイオマスをはじめとする新たなエネルギー源としての有効活用や、地元産材の利用についても期待されている。

今後も、多くの町民が身近に森林の魅力を感じられる森林公園などの施設の維持管理に努めるとともに、木材の利用拡大について関係機関とともに研究を進める必要がある。

表 2-2 森林面積の推移 (北海道林業統計)

(単位:ha)

区分	計	国有林	道有林	町有林	私有林
平成 15 年度	58,462	27,354	10,303	7,955	12,850
平成 20 年度	58,285	27,212	10,303	7,942	12,828
平成 25 年度	58,297	27,197	10,303	7,939	12,789

ウ 漁業

当町では、昆布、サケ、マス、スケトウダラ、イカ、タコ、カレイ類など四季折々の旬の漁獲があるが、水産資源は無尽蔵にある訳ではない。漁獲量は気候や環境に大きく左右され、漁業技術の進歩による過大な漁獲もその要因の一つとして考えられる。

限りある資源を永続的に利用していくため、獲りだけの漁業から護る (漁場環境維持・改善) 漁業への転換が重要であることから、雑海藻・ヒトデ駆除などの漁場環境の保全や産卵礁などの水産基盤整備、マツカワの放流などつくり育てる漁業への取り組みを進めており、今後も水産資源を保護・管

理しながら漁獲する取り組みが必要である。

漁獲した魚に付加価値を添加し流通させることができるかは、地域の漁業振興にとって永遠の課題であることから、今後も観光産業との連携や水産加工の研究開発、流通体制の強化など、関係機関が連携し、具体的な戦略を展開していくことが求められる。

沖合・沿岸漁業とも就業漁業者の高齢化と後継者不足が進んでいるが、漁業は陸での作業のみならずその大部分が海上での作業となるため経験が必要である。また、いかに漁業を魅力ある産業とするか、そのためには安定した収入・安定した漁獲を得られるかが鍵となる。このようなことから、労働力を単に外に求めるだけでなく漁業の操業形態も視野に入れた取り組みが必要である。

そのためには、新規就漁を促すための漁業担い手対策に加え、漁業の多面的な機能の調査研究や管理型漁業を推進しながら漁業者全体の所得向上を図るとともに、漁業者の経営の安定を図るため、漁船の上架機能を有した修理保管施設や、昆布選別機などを早急に整備する必要がある。

安全な漁業活動ができる港湾・漁港整備も重要である。当町には地方港湾と二つの第一種漁港があり、地方港湾浦河港は地元漁船のみならずイカ外来船の利用も多く地元経済に多大な貢献をしており、引き続き整備が必要である。

荻伏・東栄両漁港施設の一部は老朽化しており、対策が必要となっている。また、近年波浪などにより漂砂が荻伏漁港西側に堆積し、漁場の消滅と、航路上であることから漁船の航行にも支障をきたしている状況となっており、抜本的な対策が必要となっている。

表 2-3 (1) 漁業経営体数の推移 (漁業センサス) (単位: 経営体)

区分	昭和 63 年	平成 5 年	平成 10 年	平成 15 年	平成 20 年	平成 25 年
経営体数	293	304	284	240	210	202

表 2-3 (2) 漁獲量と漁獲高の推移 (水産商工観光課調) (単位: t・千円)

平成 15 年		平成 20 年		平成 25 年		平成 26 年	
数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
15,081	2,958,787	16,234	3,730,422	14,918	2,551,758	15,735	3,135,170

エ 商業

大通商店街近代化事業によりショッピングセンターや店舗が整備され、中心商業地における商業環境は整ったが、町内の郊外型大型店との店舗間競争に加えて、モータリゼーションを背景とした消費者の行動範囲の拡大に伴う近隣町の郊外型量販店などとの地域間競争もあり、ショッピングセンターの核店舗であった大型スーパーが撤退し、ショッピングセンターだけでなく大通地区商業地全体の集客力に影響を及ぼしている。町内の生産年齢人口の減少などに伴い購買力は年々減少傾向にあり、将来的にも大型店舗の誘致は困難な状況となっている。

このため、従来の大型店舗依存から脱却し、地域密着型の商店街として中心市街地活性化を推進しながら、賑わい再生や消費者の利便性向上など図り、高齢者や子育て世代に優しい新たな商店街の形成が必要となっている。

商業者も消費の伸び悩みや後継者問題など、事業継続が難しい状況も発生してきており、これらの課題への対策も必要となっている。また、個人のライフスタイルや価値観の変化などに伴い、消費者ニーズの多様化に対応した創意工夫ある商業経営が求められており、消費者のニーズに合った経営改善や情報化社会に対応した転換により、経営の近代化を図る必要がある。また、販売力強化のための

マーケティングを効果的に実践するため、消費者ニーズ把握の手段としての地域ポイントカード等の新たな仕組みを検討する必要がある。

表 2-4 商業の推移 (11～19 商業統計調査、24 経済センサス) (単位：店・人・百万円)

区分	平成 11 年	平成 14 年	平成 16 年	平成 19 年	平成 24 年
事業所数	250	234	223	212	164
卸売業	35	27	23	28	18
小売業	215	196	189	206	146
従業員数	1,438	1,370	1,329	1,170	891
卸売業	225	158	143	138	119
小売業	1,213	1,171	1,027	1,232	772
販売額	29,517	25,818	24,254	21,814	17,865
卸売業	8,103	6,323	6,002	5,515	5,290
小売業	21,414	17,931	15,812	20,303	12,575

オ 工業

水産加工業を中心とする中小企業は、周辺海域における資源量の減少や輸入水産物の増加による産地価格の低迷と競争の激化などにより、厳しい状況が続いている。こうした状況を打開するためには、創意工夫を図りながら新たな展開や新分野の創出など地域産業全体での取り組みが必要となっている。

また、事業を展開する上において、経営の近代化や合理化、知識集積による高度化が求められていることから、既存の水産加工品の製造を継続するだけでなく、異業種連携などによる新たな体制と視点によって、更なる付加価値の高い製品の研究開発が必要となっている。

今後は新たな農産物の生産も増えて行くことが見込まれるため、地場の素材を活かした製造業を展開していくことが重要であるが、そのためにも起業も含めた地元製造業者の育成が必要となっている。

企業誘致については、地元産業との関連が深い業種や、雇用を生み出す産業などに特化した誘致につながる取り組みを行う必要がある。

表 2-5 工業の推移 (工業統計調査) (単位：事業所・人・百万円)

区分	平成 15 年	平成 20 年	平成 25 年
事業所数	37	36	28
従業員数	349	299	214
出荷額	4,862	4,208	3,322

カ 観光

日高山脈とその裾野に広がる牧場風景や太平洋など、豊かな自然に恵まれている当町は漁業と馬産の歴史・文化を有している。しかし、乗馬や登山・自然観察、海や溪流での釣りなど素材は優れていてもそのPRは十分とは言えず、展開も素材に頼っているだけで工夫が不足しており、魅力あるメニューとしては不十分な面がある。

グリーンツーリズム・エコツーリズムなどの自然・文化体験は、余暇活動として確実に浸透拡大してきており、乗馬や釣りなど、他の地域とは明らかに違う独自性を積極的にPRするとともに、民間活力との協働により更に魅力ある観光メニューとしていく必要がある。

当町の馬文化や乗馬体験は、他の地域にはない独自性の一つであり、うらかわ優駿ビレッジアエルでは、宿泊だけではなく当町の最大の特徴である乗馬を体験することができる。しかし、乗馬というある種非日常的な体験は好評を得ているが、宿泊利用も含め最近の入込み客数は大きく減少しており、入込み客数の回復と収支の均衡が課題となっている。

また、当町での体験・滞在を更に魅力のあるものとするためには、乗馬単独での取り組みではなく、豊かな自然や地域の観光資源・文化とどのように融合させていくかが課題となっている。地域資源を活かす視点から、当町を訪れる観光客に対して、当町の豊富な農水産物を活かした飲食メニューの提供なども検討する必要がある。特に体験型観光に関心の高い外国人観光客や富裕層など個人型の観光客は、他では味わえないサービスに付加価値を求めるため、町全体で人材育成や受入体制の整備を進めることが重要となっている。

当町では、1年を通じて様々な観光イベントが開催されており、特に夏に開催される「うらかわ馬フェスタ」は馬の町ならではのイベントとなっている。今後も、これらの観光イベントを充実させ、人と人、人と馬とのふれあいや交流の輪を広げ、町外からも広く集客できる観光行事とすることが求められている。

また、観光パンフレットやインターネットなどを通じ観光PRに努めているが、今後は、観光客のニーズに対応した効果的な情報発信やサービスの提供が必要となることから、観光協会のあり方を見直しながら、オール浦河で観光振興を進める新たな組織や広域連携による観光振興に取り組める体制の整備を進め、情報提供だけではなく、商品やサービス等の事業を実施し「稼ぐ力」を向上させる取り組みが重要となっている。

表2-6 観光客入込み客数の推移（観光入込客数調査）

（単位：千人・％）

区分	入込総数	日帰客	宿泊客	日帰客率	宿泊客率
平成17年度	180.8	120.6	60.2	66.7	33.3
平成18年度	156.8	101.7	55.0	64.9	35.1
平成19年度	124.8	67.0	57.8	53.7	46.3
平成20年度	116.0	68.4	50.8	59.0	43.8
平成21年度	122.9	69.1	53.8	56.2	43.8
平成22年度	116.2	61.8	54.4	53.2	46.8
平成23年度	106.3	50.9	55.4	47.9	52.1
平成24年度	113.4	57.5	55.9	50.7	49.3
平成25年度	104.7	43.9	60.8	41.9	58.1
平成26年度	109.0	54.6	54.4	50.1	49.9

キ 雇用

長引く景気の低迷と人口減少による産業構造の変化により、町内の雇用情勢は厳しい状況が続いている。このため、軽種馬生産や医療福祉など一部の分野では求人があるもののミスマッチとなり、雇用結びつかず、新卒者の多くは就業の場を求め町外に流出しており、地元における雇用の安定と確保が望まれている。このようなことから、就労意欲を持つ町民の就労を支援するため、町内企業の活性化を図るとともに、新たな企業の創出を促進する必要がある。また、技術の進展などに柔軟に対応できる人材の確保と育成を行うため、勤労者の能力開発の場や機会の充実を図るとともに、働きやすい環境を整備するため、福利厚生制度など、労働環境の充実が求められている。

(2) その対策

ア 農業

世界水準の強い馬づくりと、安全・安心な農作物づくりのための生産技術の向上に取り組むとともに、生産コストの低減や他作目との複合・転換による経営の安定化を図り、新規就農対策や担い手対策、農業振興に伴う雇用創出など、総合的な農業施策を推進する。

〔農業構造〕

- ① 農業経営支援センターや新規就農支援センターが中心となり、担い手（認定農業者）の育成確保と経営の基盤強化、新規就農希望者の就農支援を推進する。
- ② 農産物の安定生産に向けた土地基盤整備のため、中山間地域総合整備事業などの道営土地改良事業を活用した暗渠排水、客土、区画整理などの面的整備や明渠排水整備を実施する。
- ③ 農業用水を適切に供給するため、地域と一体となった保水管理を推進し、用水供給機能・排水条件を確保し、農業用水利施設などの長寿化を図る。
- ④ 廃プラスチック類のリサイクル処理、家畜糞尿の適正管理や有効利用に向けた指導、処理施設整備などにより、環境と調和したクリーンな農業・農村環境づくりを推進する。
- ⑤ 地域住民による農業体験、美しい景観づくりなど、農業・農村の持つ多面的機能を発揮するための保全活動を推進する。
- ⑥ 地場産品市や学校給食などで地元の安全・安心な農産物を提供し、地産地消と食育を推進する。

〔軽種馬〕

- ① 個別経営では解決が難しい経営農地の拡大、中期育成の充実、繁殖牝馬群の整備などの課題が多いことから、生産、育成部門など経営形態の組織化・分業化を推進する。
- ② 日高軽種馬振興対策推進会議をはじめとする団体組織や生産者団体との連携・協力を図り、軽種馬産業の諸課題解決に努める。
- ③ ホッカイドウ競馬存続のため、馬産地としての馬券売上増進対策を推進する。
- ④ 農業経営の安定化を図るため、肉用牛や施設園芸などの作目との複合化あるいは経営転換を推進する。

〔酪農〕

- ① 乳質改善や乳牛検定事業の促進などにより、酪農経営基盤の強化・安定化を推進する。
- ② 労働力の軽減、休日確保のため、ヘルパー事業の活用を支援し、ゆとりある酪農経営を推進する。

〔肉用牛〕

- ① 肉用牛の地域ブランドとしての確立を図るため、肥育取り組みの拡大による地域内一貫生産体制を推進する。
- ② 粗飼料主体の飼料給与、公共牧野の有効活用などにより低コスト生産への取り組みを推進するとともに、優良繁殖後継牛の自家保留を奨励し、積極的な改良増殖を推進する。
- ③ 新規肉用牛生産者の飼養管理技術の向上を図るため、関係機関との連携による講習会の開催などによる技術普及事業を推進する。
- ④ 公共牧野における肉用牛の安定的な生産を図るため、道営草地畜産基盤整備事業を活用し、起伏修正等の草地整備、エゾシカによる食害被害防止の防鹿柵整備を実施する。

〔耕種〕

- ① 地域振興作物としての「いちご」の産地形成を進めるため、関係機関との連携や専門指導員による栽培技術指導を推進するとともに、試験栽培により地域にあった品種の選定、栽培形態の確立、出荷体制の強化を推進する。
- ② 花卉生産は隣町の三石ブランドとの共同出荷を基本に、作付面積の拡大や関係機関と連携した栽

培技術指導、土壌改良などにより、安定的な生産・出荷体制の維持を推進する。

- ③ 農業基盤を強化するため、施設園芸用ハウスの設置に対する支援などにより、野菜類の生産拡大を推進する。

イ 林業

適正な森林管理や保全を推進するとともに、生産機能の増進、新たなエネルギー源や地元産材の利用を促進するなど、森林資源の利用拡大を推進する。

- ① 森林の継続的な保全・育成と、森林の持つ多面的（公益的）機能を維持し高度に発揮するため、立地条件に応じた適正な施業による整備や保護を推進するとともに、治山事業などを推進する。
- ② 林業経営コストの削減や省力化を図るため、計画的な林道網の整備により林業の基盤整備を進めるとともに、林業経営の安定化、生産性を高める。
- ③ 森林資源の有効活用のため、林産物の生産振興について関係機関と連携し、技術習得・指導を推進する。
- ④ 木質バイオマスをはじめとする、新たなエネルギー源としての森林の活用やトドマツなど地元産材の利活用の可能性について、関係機関との連携・検討を推進する。
- ⑤ 将来にわたって継続的な森林整備を進めるため、林業後継者や林業労働者の育成・確保を支援する。

ウ 漁業

種苗放流や産卵礁の整備による水産資源の保護育成を図るとともに、販路拡大に向けた事業展開の検討を進め、経営の安定化を推進する。また、担い手の育成確保の推進や漁業関連施設の整備を図る。

日高地方の海上拠点となる地方港湾浦河港の機能を拡充するため、水産協調機能を含む、防波堤・西島の整備を促進し、港内静穏度の向上による物流岸壁の利用促進を図るとともに、水産業の振興・支援を進める。

- ① 幼子魚の育成漁場や漁業資源の保全を図るため、雑海藻駆除など漁場環境の整備を推進する。
- ② 過去の泥流被害によりウニの漁獲が減少している荻伏地区について、新たな漁場開発のため水産基盤整備事業により栽培漁業の推進を図る。
- ③ 持続可能で安定的なタコの漁獲のため、入礁調査を継続実施しながら、産卵礁投入による基盤整備を推進する。
- ④ 水産資源の保護育成のため、マツカワやハタハタなどの種苗放流を推進する。
- ⑤ 水産物の輸入割当（IQ）制度の維持は依然厳しい情勢にあり、撤廃されると当町はもとより北海道産の昆布は壊滅的な打撃を受けることが予測されることから、今後も道内の関係自治体と連携し、現行制度の堅持を国に強く要望していく。
- ⑥ より安全な食料を供給する基地としての機能を強化するため、日高中央漁業協同組合の荷捌施設を活用し、販路拡大に向けた事業展開を図るため、関係機関との協議連携や地場産水産品のブランド化を推進する。
- ⑦ 漁業従事者が減少し地域漁業の衰退が危惧されていることから、浜の元気再生検討協議会をの活動を活発化し、基幹産業である昆布漁業の生産を高めるための研究と合わせて、漁業担い手等支援事業による新規漁業者の受け入れ体制の整備や漁家の子どもが後継できる環境整備など、様々な角度から漁業後継者を育てる仕組みづくりを関係機関などと連携し検討を進める。
- ⑧ 安全な漁業活動を確保するため、荻伏・東栄漁港の防波堤・護岸整備などについて、早期着工・完成を関係機関に強く要望する。
- ⑨ 安全な航路の確保と港内静穏度向上のため、浦河港の南防波堤の延伸や西島防波堤を整備する。

- ⑩ 浦河港の西島防波堤は、従前の単なるコンクリートを海中に設置するのではなく、水産協調型（水産物の繁殖場・育成場として）の島堤として整備を行う。
- ⑪ 漁業資材の高騰や魚価の低迷、水産資源の減少等により漁業者の負担が年々増加していることから、漁船の上架機能を有した修理保管施設や、昆布選別機などを整備することにより、負担軽減・経営の安定化を推進し、漁業者の所得向上を図る。

エ 商業

消費者ニーズの多様化に対応することのできる魅力ある商店街形成を推進するとともに、商業経営の近代化を促進する。

- ① 関係団体などと連携し、消費者ニーズへの対応と買い物環境の向上による、地域に根ざした魅力ある商店街づくりを支援する。
- ② コストなどでの都市部商圏との競争力維持は困難であることから、差別化を図るため、地場製品の販売や飲食メニュー開発などへの活用を含めた検討を推進する。
- ③ 経営の中核を担う後継者などの育成のため、浦河商工会議所など関係団体が実施する後継者育成事業に対して積極的に支援する。
- ④ 商業経営の近代化や情報化社会に対応した経営への転換を促すため、関係団体と連携して、情報提供並びに経営診断などを進める。
- ⑤ 経営の基盤となる販売力強化及マーケティングを効果的に実践するため、消費者ニーズ把握の手段としての地域ポイントカード等の新たな仕組みの検討を進める。

オ 工業

異業種連携などによる新たな体制と視点による新製品の研究開発の支援を進め、水産加工などの地域資源を活用した製造業の振興を図るとともに、今後見込まれる新たな農産物を活かした製造業の育成を推進する。

- ① 産学官・異業種・地域が一体となり、地域資源を活用した商品づくりのため市場調査、商品企画、技術開発、試作品製作などの調査研究の推進により、新分野の創出や新たな展開を促進する。
- ② 関係機関との連携による情報提供・研修実施などにより、新商品開発や新規事業展開を目指す意欲的な人材育成を目指す。
- ③ 食品加工業を中心とする中小企業の活性化と発展のため、関係機関・団体や異業種間との連携を行うなどにより、農水産物などの地場資源を活用した展開を促進する。
- ④ 売れる商品づくりのため、農水産物の地場資源を活用した食品などの開発研究を支援する。
- ⑤ 製造業の育成促進と地域産業の振興のため、新たな農産物を利用した製品開発を進める。

カ 観光

馬の町として歴史・文化などの独自性や豊かな自然環境を活かし、乗馬体験を組み入れたグリーンツーリズムやエコツーリズムなどの推進により、ゆとり志向や自然志向といった観光客のニーズに対応した観光振興を図る。

- ① 豊かな自然と馬を活用した観光拠点の充実、地域の歴史や観光資源の活用などにより、個性豊かな魅力ある観光地づくりを推進する。
- ② 海や山、動植物、釣りなど、当町の豊かな自然を活かした体験型の観光を推進する。
- ③ 地域の歴史的な財産である「西舎桜並木（優駿さくらロード）」を保全・育成するとともに、特色あるイベントなどによるPRにより、観光資源としての活用を推進する。

- ④ 「サラブレッド観光と乗馬のまち」をキャッチフレーズに、優駿の里公園を中心に馬をテーマにした滞在・体験・交流型の観光を推進する。
- ⑤ 愛好者や初心者などレベルやニーズに応じた展開を図るとともに、乗馬単独ではなく、文化や知識・技術の習得、自然探索や鑑賞などを組み入れた、魅力あるプログラムの開発と展開を図る。
- ⑥ JRA日高育成牧場をはじめとする町内の観光拠点の連携により、周遊性のある観光ルートの形成を進める。
- ⑦ 地場産素材を利用した飲食メニューの提供など、食による観光振興を推進する。
- ⑧ 地元農家・漁家・業者などと協体制を構築し、地域ぐるみで観光と地場産品の連携を促進する。
- ⑨ 馬の町、海の町らしいイベントの開催を通じて、町外からも多くの人が集うにぎわいの創出を支援する。
- ⑩ 観光案内拠点の整備と機能強化とともに、観光パンフレットや雑誌・インターネットなどの情報媒体を活用した効果的なPRを促進する。
- ⑪ 観光からのまちおこしを推進し、人材育成や受入体制整備などを図りながら、着地型観光・外国人観光客誘致を推進する。
- ⑫ 広域観光の視点から、「四町広域宣伝協議会」や「日高東部・十勝南部広域連携推進協議会」との連携を図り、地域間それぞれの特性を生かした広域観光事業を推進する。

キ 雇用

地元における雇用の安定と確保が求められていることから、雇用機会の創出拡大を図るため町内企業の活性化を促進する。また、勤労者の能力開発や働きやすい環境整備を進める。

- ① 雇用機会の創出拡大を図るため、地域資源を活用した事業展開やそれに伴う事業拡大、更には企業誘致も目指しながら町内企業の活性化を促進する。
- ② 雇用の場の安定した確保のため、ハローワークなどの関係機関との連携を強化し、求人求職のミスマッチの解消に努めるとともに、情報提供を促進する。
- ③ 就労に活かせる技術や知識習得のため、(一財)日高地域人材開発センターなどと連携し、各種研修を実施する。
- ④ 季節労働者の通年雇用促進のため、日高東部通年雇用促進協議会と連携し、先進地視察・資格取得支援・オペレーター育成事業などの雇用確保や就職促進に係る事業に取り組む。
- ⑤ 高齢者の能力や経験を活かし、仕事を通じて生きがいの充実が図れるよう、高齢者の就労機会の創出を促進する。
- ⑥ 中小企業勤労者の労働環境の改善と福祉の向上を推進するため、浦河商工会議所・浦河町中小企業労務改善協議会など関係機関との連携を強化し、勤労者の福利厚生制度の充実などを進める。

(3) 計画

自立促進 施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
1. 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	多面的機能支払事業 農用地・用排水路・農道の点検、草刈、清掃等	民間	

自立促進 施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
林業		中山間地域総合整備事業 (日高幌別) 区画整理 A= 356ha 排水路 A=2,710m 客土 A= 88ha	北海道	
		中山間地域総合整備事業 (荻伏地区) 区画整理 A= 50ha 暗渠排水 A=240ha 客土 A=180ha	北海道	
		草地畜産基盤整備事業 草地整備 A=121.4ha 防鹿柵 L=18,085m ほか	北海道	
		小規模土地改良事業 明渠排水 L=100,000m 客土 A=250ha ほか	民間 (浦河町土 地改良区)	
		軽種馬経営強化改善資金利子補給金事業 軽種馬生産者が経営改善に取り組むための借入 資金に対する利子補給 融資期間 一般15年以内 特認20年以内 利子補給率 一般0.06% 特認0.18%	浦河町	
		環境林等維持管理事業 ピカリの森、望洋の杜、赤心の森、森林公園に係 る草刈等	浦河町	
		民有林造林推進事業 下刈435ha、除間伐1,950ha 枝打ち50ha	民間 (日高東部 森林組合)	
		未来につながる森づくり推進事業 人工造林100ha	民間 (日高東部 森林組合)	
		町有林整備事業 人口造林15ha、下刈70ha、除伐、保育間伐150ha 間伐275ha、間伐予定地標準地調査100箇所	浦河町	
		水産業		水産資源漁場整備事業 水産多面的機能発揮対策事業 ヒトデ駆除事業 タコ・ツブ産卵礁投入事業
東栄漁港整備事業 岸壁等	北海道			

自立促進 施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(2) 漁港施設	上架施設整備事業	民間 (日高中央漁協)	
	(3) 経営近代化施設 水産業	農業用試験研究施設整備事業 いちご栽培等研究施設整備	浦河町	
	(4) 地場産業の振興 試験研究施設	園芸用ハウス設置助成事業 ハウス設置費の1/4助成	民間 (ひだか東農協)	
	生産施設	いちご用選果場整備事業 いちご用選果場施設整備経費の助成	民間 (ひだか東農協)	
		いちご栽培用ハウス等整備事業 高設栽培タイプ 100坪 20棟	浦河町	
		ウニ種苗センター改修事業	民間 (日高中央漁協)	
		昆布選別機・検査機導入事業	民間 (日高中央漁協)	
		道の駅整備事業 道の駅の整備開設	浦河町	
	(8) 観光又はレクリ エーション	西舎桜並木整備・保存事業 観光資源の維持・保存	浦河町	
		農業担い手支援事業 内容：新規就農しようとする者へ研修中及び就農に係る経費を補助する。 必要性：農業就業者の減少や高齢化の進行など後継者育成を図る必要があるため。 効果：次世代を担う農業後継者を育成し、地場産業の振興に寄与する。	浦河町	
	(9) 過疎地域自立促 進特別事業	農業担い手支援事業補助 内容：新農業人フェアの参加経費及び受入指導農家謝金等に係る経費を補助する。 必要性：農業就業者の減少や高齢化の進行など後継者育成を図る必要があるため。 効果：次世代を担う農業後継者を育成し、地場産業の振興に寄与する。	民間 (浦河町担い手育成総合支援協議会)	

自立促進 施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
		有害鳥獣駆除対策事業 内容：有害鳥獣駆除に対する奨励費及び処理経費に対し助成する。 必要性：有害鳥獣による農業被害等の減少を図る必要があるため。 効果：農業被害を防止し、経営安定に寄与する。	浦河町	
		浦河町産業まつり開催補助 内容：民間団体が実施するイベントに対して補助する。 必要性：地場産品の啓発及び地産地消の推進を図るため。 効果：地場産品の消費拡大やにぎわいづくりが期待できる。	民間 (産業まつり実行委員会)	
		漁業担い手支援事業 内容：漁業後継者・新規就業者の育成（研修・資格取得等）に係る経費を補助する。 必要性：漁業就業者の減少や高齢化の進行など後継者育成を図るため。 効果：次世代を担う漁業後継者を育成し、地場産業の振興に寄与する。	浦河町	
		浜の元気再生検討協議会事業 内容：漁業の多面的な機能の検証及び調査研究に関する経費を補助する。 必要性：管理型漁業の推進、漁業経営安定を図るため。 効果：昆布増殖及び漁業者の所得向上のに寄与する。	民間 (日高中央漁協ほか)	
		観光・まちおこし等人材育成事業 内容：観光やまちおこしに携わる人材の育成事業を行う。 必要性：観光施設や観光地としての受入態勢づくりのため。 効果：観光客増加による消費や雇用などの経済波及効果が期待できる。	浦河町 ・民間 (浦河町観光協会)	
		商店街活性化対策事業 内容：商店街団体が行う中心市街地の活性化事業に対し補助する。 必要性：市街地の空洞化の防止や買い物弱者対策を図るため。	民間 (大通商店街)	

自立促進 施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
		効果：商店街の活性化、にぎわいづくりが期待できる。		
		地場産品開発調査研究事業 内容：地域資源を活用した食品開発、販路拡大等に係る経費を補助する。 必要性：地産地消や特産品開発促進を図るため。 効果：地場産品のブランド化や販路の拡大により経済の活性化が期待できる。	民間等	
		電子ポイントカード整備事業 内容：自治体共通電子ポイントカードの整備導入・運営に係る経費を補助する。 必要性：商店街活性化のため。 効果：商店街の活性化、にぎわいづくりが期待できる。	民間 (浦河商 工会議所)	
		観光イベント開催事業 内容：港まつり、うらかわ馬フェスタ等の開催事業に対し補助する。 必要性：イベントの開催により地域の活性化とともに集客を図るため。 効果：地域の活性化や観光客増加による消費や雇用などの経済波及効果が期待できる。	民間 (浦河町 観光協会 他)	
		観光振興組織設立・運営支援事業 内容：法人格を持った観光振興組織の設立と運営を支援する。 必要性：観光情報提供体制の充実により観光客の増加を図るため。 効果：観光客増加による消費や雇用などの経済波及効果が期待できる。	民間 (浦河町 観光協会 他)	
		優駿の里公園等観光施設維持管理事業 内容：優駿の里公園等の適正管理・長寿命化のため施設の改修を行う。 必要性：施設の適正な維持管理を行い快適なサービスの提供を図る。 効果：観光客増加による消費や雇用などの経済波及効果が期待できる。	浦河町	
	(10) その他	浦河港整備事業 浦河港国直轄事業に対する地元負担金 第2物揚場の嵩上・防風施設(屋根)の整備、 西島防波堤の延長	国	

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(1) 現況と問題点

ア 道路

当町の基幹道路である国道 235 号・国道 236 号、道道及び都市計画道路は、交通量の増加による交通渋滞や狭隘な歩道のため歩行者などの交通事故への危険性が高くなっており、利便性や防災面を考慮した整備を図るとともに、子どもや高齢者などに配慮した安全性重視の整備が求められている。

また、北海道縦貫自動車道と連結し、物流の効率化や地域の振興、救急患者の搬送時間短縮など様々な効果が期待できる日高自動車道は、当町までの全区間の早期開通に向けた取り組みが必要である。

町内の生活道路は、国道、道道などの幹線道路と各地区を結んでおり、日常生活の利便性や防災などの安全性の向上とともに、水道・電気を供給するルートとして重要なネットワークを形成している。

当町では、これまで改良や舗装など整備の促進に努めてきたが、狭隘な道路改善、道路空間のバリアフリー化など、生活者の視点に立った利用環境の改善が求められている。

都市計画道路である町道まきば通線は、平成 17 年度にまきばトンネルが完成し、一部供用開始後、未供用区間の緑町～常盤町間の着工には時間を要したが、平成 26 年 3 月に道道昇格が決定し、平成 28 年度から事業着手することとなり、懸案である災害時の迂回路となる国道を補完する市街地内の道路網整備に目途がつく見通しとなった。

また、当町が管理する橋梁は 104 橋あり、計画的な点検が必要であるとともに、多額の事業費を伴う改修・架け替えの実施が課題となっている。

イ 交通

当町の公共交通機関は、民営バス 8 路線と J R 日高本線が運行されているが、バス路線については、当町からの補助金や一部路線の運行委託により現在の路線数を維持している状況にある。

平成 24 年度に地域公共交通確保維持改善協議会を設立し、地域特性や実情に応じた地域に適した交通手段を提供するため、平成 26 年度に東部地区から向別地区においてデマンド方式のバス運行の実証試験を実施したが、利用実績が伸びず本運行には結びついてはいない。

このため、現在の運行路線を維持していく必要があるが、少子高齢化の進行や社会構造の変化などによる将来需要や利便性を踏まえた運行体制の研究と行政コストの削減が課題となっている。

J R 日高本線は、平成 27 年 1 月に発生した災害に伴い、バスによる代行運転が続いているが、苫小牧市・札幌市などの都市への移動や近隣町からの通院・通学などの交通手段としての役割を担っており、早期復旧による鉄路再開への要望活動とともに、復旧後の利用者のニーズに適応した運行体制の確保と、利用者の確保が必要である。また、老朽化した J R 浦河駅舎とその周辺整備も課題となっている。

ウ 通信施設

情報通信技術の進展に伴いインターネットによる情報の受発信が活発に行われており、当町では全域において超高速ブロードバンドサービスが提供されているが、今後一部利用者密集地域では回線不足が懸念される。また、地上デジタルテレビ放送への移行に伴う難視聴対策を実施し、解消したところであるが、これにより整備した有線テレビ放送施設の維持管理に多額の費用がかかる状況となっている。

携帯電話サービスは、日常的な通信の手段、さらには災害・緊急時における通信手段として住民生活に必要不可欠な通信手段となっているため、採算性などの問題からサービスエリアの整備が進んでいない地区への対策が課題となっている。

当町は地震常襲地帯として幾度となく大地震を経験してきたが、地震のみならず自然災害等の発生の際、各地区に配置されている防災行政無線での情報伝達は有効な手段であり、平成26年度に整備した新設備の適切な運用が必要である。

エ 地域間交流

当町では、当町に暮らす人たちの一つのルーツである熊本県河浦町（現天草市）との地域間交流を進めてきたが、今後も町外からの視察や児童生徒の体験活動などを関係団体と連携し積極的に受け入れ、地域間交流を促進し、連帯感やふるさと意識の高揚を図り、町を活性化することが求められている。

世界的な馬の町イギリス・フォーレストヒース市などとの国際交流も行ってきたが、近年ではアジア圏との交流も行われている。今後も、町内の団体や学校などで様々な国際交流や国際協力に関わる活動が主体的に行われるよう、活動の支援を行う必要がある。

また、当町には軽種馬関係者を中心に多くの外国人が暮らしていることから、町民との交流機会を増やし、身近なところでの国際交流や国際理解を深めることも必要である。

(2) その対策

ア 道路

道央圏と日高地域とを結ぶ日高自動車道の全線が早期に開通するよう、関係機関との連携に努めるとともに、交通渋滞の発生や歩行者の交通事故の危険性が増している国道や道道の整備に向けて関係機関への要望に努める。また、町民の移動手段は自動車中心となり、住宅地が郊外へと広がった現在、中心市街地への生活道路整備は、交通混雑の緩和や交通事故対策など多様な住民生活の中での重要な役割を持っていることから、生活道路の拡幅や改良の早期完成と交通安全施設の整備を進める。

- ① 物流、観光などの産業面と緊急医療などの効果が期待されている日高自動車道の整備について、関係機関への要望に努める。
- ② 交通渋滞の緩和や、防災対策上の避難路であるまきば通線の早期の整備完了を要望する。
- ③ 道道高見西舎線の上向別地区の未改良区間について、早期着工に向けて関係機関に要望する。
- ④ 生活の利便性や防災などの安全性の向上を図るとともに、障がい者や高齢者が不安なく道路や歩道を通行できるように、町道の改良・整備を促進する。
- ⑤ 橋梁長寿命化計画の策定により、橋梁の修繕・架け替えを計画的に推進する。

イ 交通

通院や通学、買い物など住民生活に不可欠な公共交通機関の維持・確保に努める。

- ① 日常生活の足として重要な役割を担っていることから、生活交通バスの運行を支援するとともに、利便性の高い運行体制の研究を進める。
- ② J R 日高本線の鉄道の早期復旧・再開とともに、利便性向上や利用促進について、関係機関への要望に努めるとともに、J R 浦河駅及び周辺整備を検討する。

ウ 通信施設

利便性の高い情報通信環境を創出するため、高度情報通信ネットワークの適切な維持に努めるとともに、携帯電話サービスエリア拡大に努める。また、防災・減災対策として防災行政無線の増設を検討し、必要な整備を促進する。

- ① 光ファイバケーブル網の適切な維持管理に努める。

- ② 関係機関と連携を図り、携帯電話の受信エリアの拡大を促進する。
- ③ 町民の生命と財産を災害から守るため、関係機関との連携を強化し、気象や災害情報を的確に把握するため情報ネットワークや非常警報装置及び防災行政無線の適切な運用に努める。

エ 地域間交流

地域間交流・国際交流など様々な交流を通して異文化を理解し視野を広げ、国際化に対応したまちづくりと、国内での交流を進めながら活力あるまちづくりを推進する。

- ① 熊本県天草市（旧河浦町）との交流を支援する。
- ② 東京浦河会や札幌浦河会のふるさと会などとの連携により、U I ターン・移住などを含めた来町への働きかけや、情報発信・交換の協力体制を強化する。
- ③ 町内在住の外国人との交流機会を増やし、身近な国際交流を推進するとともに、町民として暮らしやすい環境の整備を図る。
- ④ 町外からの研修、視察などを関係団体・機関と連携し積極的に受け入れるとともに、青少年や婦人を町外へ派遣するなどにより地域間交流を推進する。

(3) 計画

自立促進 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
2. 交通通信体系 の整備、情報化 及び地域間交 流の促進	(1) 市町村道 道路	町道堺町西3丁目2号線改良舗装事業 改良・舗装 L=130m 車道 W=6.5m、歩道 W=2@2.5m	浦河町	
		町道道路舗装新設事業 舗装 L=950m	浦河町	
		町道道路舗装補修事業 舗装 L=6,000m	浦河町	
		町道道路改良舗装事業 改良・舗装 L=500m	浦河町	
		まきば通線 関連事業 接続する道路の改良	浦河町	
	橋りょう	町道橋梁改修事業 老朽化橋梁を計画的・効率的に保全する。橋梁 102 橋の点検・補修	浦河町	
		その他	町道緑町1号線 歩道新設事業 改良舗装 L=1,200m 歩道 W=2.5m	浦河町
	町道排水整備事業 改修 L=600m		浦河町	
	(6) 電気通信施設情 報化のための施設	有線テレビジ ョン放送施設 有線テレビジョン受信装置設置事業 50 基増設（10 基/年）	浦河町	

自立促進 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
	防災行政無線施設	防災行政無線（同報系）整備事業 屋外拡声子局 4基増設	浦河町	
	その他情報化のための施設	公衆無線LAN整備事業 9施設	浦河町	
	(9)道路整備機械等	建設機械更新事業 タイヤショベル 1台	浦河町	

4 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道施設

当町の水は環境に恵まれ、水源がきれいであるため、大変良質で安全な美味しい水である。この美味しい水を安定的に供給していくため、老朽化した送配水施設の更新を計画的に実施するとともに、当町は地震が多い地域であることから、震災に強い送配水管を整備する必要がある。

また、健全な事業経営を推進するため、財源の確保を図るとともに、効率的な整備を進めていく必要がある。

イ 下水道施設

下水道は、快適で衛生的な生活環境を維持し、河川や海など自然環境の保全を図る重要な施設として早急な整備推進が求められているが、多額の事業費が必要となり実施方法や財源の確保を図りながら着実に整備を進めていくことが課題となっている。また、水質などの保全のため下水道等整備区域以外の地域での水洗化の促進が必要となっている。

ウ 廃棄物処理施設

現在、ごみ焼却処理に伴うダイオキシン類や最終処分場の水質などの適正処理など環境保全に最大の対策を講じており、施設の運営は順調に推移している。今後も、施設稼動が長期となることから、メンテナンスも含めて効率的な運営による経費の削減や適正な維持管理を行う必要がある。

また、最終処分場については、建設当初の計画よりも埋立処分量は減少傾向にあるが、現在の処理施設が限界となり新たな最終処分場を建設する場合には環境保全施設や環境アセスメントの確保など、莫大な財源と歳月を要するという問題が生じる。

このため、ごみの減量化や資源化をさらに進め、現在の最終処分場を可能な限り長期間利用する必要がある。

また、昭和40年に様似町、三石町（現新ひだか町）とともに設立した日高東部衛生組合（後にえりも町が加入、三石町脱退）により広域的にし尿処理を行っているが、老朽化したし尿処理施設の整備には多額の事業費が必要であり、効率的・経済的な整備方向の検討が必要となっている。

エ 消防施設

昭和46年にえりも町、様似町とともに日高東部3町からなる日高東部消防組合を設立し、住民の生命、財産を災害や火災から守り生活の安全を確保するため広域的に取り組んできたが、近年は、地震・津波災害だけでなく豪雨等による水害や土砂災害の発生など、災害の形態も多様化し大規模化する傾

向にある。

当町の基幹道路である国道 236 号については、野塚トンネルの開通により十勝圏と結ばれたことにより、当町を通行する観光・輸送車両等の交通量が増加しており、交通災害の発生する危険性が増大している。

救急出動は年々増加しており、この傾向は高齢化社会が進む中で今後も続くものと予想され、しかも、救急医療に寄せる住民の期待は大きく、救急救命士や救急隊員の充実や高度な救急資器材の整備などによって救急体制の充実強化を図る必要がある。

オ 公営住宅

平成 27 年 3 月 31 日現在、当町には町営住宅が 33 団地 1,036 戸（905 戸入居）あり、当町全世帯の 8 分の 1 近くが公営住宅に居住している現状の中で、住居の安定と居住水準の向上に取り組むため、平成 23 年度に「浦河町公営住宅等長寿命化計画」を策定し、計画に基づく事業の実施を図っている。現在、堺町川沿団地の現地建て替えを進めているが、耐用年限を経過した老朽化住宅が多く残されていることや、耐用年限を経過していない中層耐火住宅についても経年劣化等への対応が課題となっている。

また、公営住宅には、住宅困窮者の多様化に伴うセーフティネットとしての役割が求められており、高齢者世帯や障がい者世帯、子育て世帯などへの対応が可能な、人口規模に合った公営住宅の検討が今後の重要な課題となっている。

カ 墓地・火葬場

墓地は、それぞれの地域単位で配置されており、各墓地とも環境の維持と墓参道の整備に努める必要がある。また、墓地には傾斜が多く、自動車の乗り入れや高齢者等の墓参が困難であるとの要望もあり、駐車場を確保した平坦な霊園整備や合同墓の検討が課題となっている。

昭和 55 年度に設置した現在の火葬場は、経年劣化による必要な補修等を進めているが、給排水設備の更新が必要となっている。

キ 防災

東日本大震災以降、津波ハザードマップの作製、標高板等の設置や防災行政無線（同報系）デジタル整備などを行い、住民の安全・安心を守るための取り組みを強化するとともに、浦河町災害時備蓄計画を策定し、食料品や生活物資の配備を進めている。

しかし、地震、津波のみならず、近年増加している大雨災害などあらゆる災害を想定した防災対策が急務となっている。

そのため、住民が自ら命を守ることができるよう、更なる情報伝達手段の拡充や避難路設置などの環境整備を効率的に実施し、防災意識の高揚を図る必要がある。

(2) その対策

ア 水道施設

上水道は、老朽管、特に石綿管更新事業を早急に進め、地震時にも安定した水の供給を確保できる施設整備に努める。また、維持管理費など施設の運営については、経費の効率化を進め、低廉で良質な水の供給に努める。

① 上水道及び簡易水道の老朽化している送配水管について、計画的かつ耐震性に強い整備を促進する。

イ 下水道施設

公共下水道の効率的な整備と適切な維持管理を進めるとともに、未整備地区の早期整備を図りながら、整備区域外地域については合併浄化槽の設置を進め、快適な生活環境の確保に努める。

- ① 公共下水道の計画的、効率的な整備を推進する。
- ② 下水道等整備区域以外の地区の水洗化を促進するため、合併処理浄化槽の設置を奨励する。

ウ 廃棄物処理施設

快適で潤いのある環境づくりのため、公害や不法投棄の防止などに努めるとともに、町民の健康で快適な生活が確保できる生活環境対策を進める。また、循環型社会を確立するため、廃棄物の発生抑制、再生利用の促進を町民・事業者・行政が一体となった取り組みで推進するとともに、一般廃棄物処理施設の基幹的設備改良による延命化を図り、効率的な運営に努める。また、老朽化している屎尿処理施設の整備を進める。

- ① 町民への啓発と浸透を図り、ごみの減量化・資源化・リサイクル化を推進する。
- ② 最終処分場の安全で適正な維持管理に努めるとともに、焼却場ではダイオキシン類および一酸化炭素の発生の抑制を図り、適正で効率的な施設の維持管理を進める。
- ③ 焼却・リサイクル施設について、経済的かつ効率的な処理を行っていくため基幹的設備改良を実施する。
- ④ 取り壊しが必要となっている旧塵芥処理施設の解体を進める。
- ⑤ 老朽化が進む屎尿処理施設については、低コストによる処理に向け関係町と協議を図りながら整備を進める。

エ 消防施設

火災をはじめとし、風水害、地震などの自然災害、大規模な事故などの各種の災害、事故から住民の身体・生命・財産を守るため、確実に対応できるよう消防体制の強化、充実を図る。また、更に進む高齢化による救急出動の増加、高度な救急医療を望む住民の要望などに対応できるよう、救急体制の強化、充実を図る。また、日常からの予防対策、災害発生時の応急・復旧対策の充実を図るとともに、災害発生時に迅速に対応するため、町民と行政の連携による日常的な防災対策を推進する。

- ① 火災の発生を未然に防ぐため、防火講演や予防広報により住民の防火意識の高揚を図るとともに、地域や事業所での消防訓練を通じて、災害時に的確な対応ができるよう指導を強化していく。
- ② 火災や災害の被害を最小限に抑え、情報の迅速化と多様化への対応や広域連携体制の整備、迅速な消火活動の体制強化のため、消防自動車や資器材の更新を計画的に行う。
- ③ 地域の消防力を強化し迅速な消火活動ができるよう消防団の育成強化を図るとともに、災害時の出動体制を強化するため、地域住民の防災拠点である消防団詰所の整備を計画的に推進する。
- ④ 多様化する救急需要に対応するため、救急救命士の増員や資質の向上と、救急資器材の充実を図り、迅速な救出など救急体制の整備を進める。

オ 公営住宅

建替えから長寿命化へシフトしつつある国の方針も踏まえながら公営住宅の建設、改善及び維持補修等を計画的に推進する。

- ① 今後の計画的な公営住宅の建替や改善について具体的な検討、協議を行い「浦河町公営住宅等長寿命化計画」の見直しを行う。
- ② 安全で快適に暮らせるよう、計画的な建て替えを進めるとともに、適切な維持管理を行い居住環

境の改善を図る。

カ 墓地・火葬場

少子化の進行によるお墓を守る方がいないなど無縁化墓地への対応や、高齢など足元に不安がある方の墓参への対応など、環境の維持と墓参道の整備を推進する。

- ① 墓地台帳の再整備、墓地の改葬・再利用のための環境整備を行う。
- ② 合同墓について地域のニーズの把握や民間事業者の活用など調査・検討を行う。
- ③ 火葬場については、必要な補修を進めるとともに、施設の適切な維持管理に努める。

キ 防災

地域の特性に合った防災体制を確立するため、あらゆる災害から住民が自ら命を守るための環境を整え、自助・共助・公助が互いに連携することのできる情報の発信と啓発を推進する。

- ① 防災行政無線システムの戸別受信機を各小中学校、保育所、その他の公共施設などに設置し、正確かつ迅速な情報連絡体制の整備を進める。
- ② 津波災害から命を守るため、避難階段等の整備を実施するとともに、避難路表示板や標高板の設置を継続し、津波警報等発表時に迅速な避難行動をとるための環境を整備する。
- ③ 近年頻発する大雨による土砂災害から命を守るため、土砂災害警戒区域等に指定された地域の避難所及び避難経路を検討し、土砂災害ハザードマップを作成・配布する。
- ④ 避難所の運営体制を強化するため、防災備蓄倉庫を整備し、計画に基づいた食料品、生活物資などを継続的に配備する。また、各家庭においての備蓄の重要性を啓発するとともに、大型食料品店並びにコンビニなどとの防災協定の締結を推進し、家庭内備蓄及び流通在庫備蓄の確保に努める。

(3) 計画

自立促進 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
3. 生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道	老朽管改修事業 φ150～75 L=1,600m φ300～400 L=1,000m	浦河町	
		老朽管改修事業 φ100 L=2,000m	浦河町	
	(2) 下水道処理施設 公共下水道	公共下水道事業 汚水管渠 L=1,954m、マンホール	浦河町	
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	ごみ処理施設基幹的設備改良事業 施設延命化	浦河町	
	し尿処理施設	下水道処理場の改築 汚水処理共同化の導入	浦河町・ 日高東部 衛生組合	

自立促進 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
	(4) 火葬場	葬斎場火葬炉等改修事業 2炉改修、ボイラー、納骨堂等	浦河町	
	(5) 消防施設	水槽付消防ポンプ自動車購入事業	日高東部 消防組合	
		消防ポンプ自動車購入事業	日高東部 消防組合	
		小型動力ポンプ付積載車購入事業	日高東部 消防組合	
		高規格救急自動車購入事業	日高東部 消防組合	
		その他消防車両購入事業	日高東部 消防組合	
		消防庁舎耐震化事業	日高東部 消防組合	
		消防庁舎給排水設備改修事業	日高東部 消防組合	
		消防庁舎LED化事業	日高東部 消防組合	
	(6) 公営住宅	町営住宅建替事業 4棟16戸/年	浦河町	
		町営住宅建替長寿命化事業 1棟12～16戸/年	浦河町	
		子育て支援住宅整備事業 2～4戸/年	浦河町	
	(7) 過疎地地域自立 特別促進特別事業	ごみ処理施設維持管理事業 内容：ごみ処理施設の適正管理・長寿命化のため施設の改修を行う。 必要性：施設の適正な維持管理を行い必要なサービスの提供を図る。 効果：快適で衛生的な生活環境の維持に寄与する。	浦河町	
		住宅環境整備促進事業 内容：①住宅新築リフォーム等に対し補助する。②危険廃屋の解体撤去費用に対し補助する。 必要性：持家住宅の促進、景観及び住環境の向上、防犯・安全対策のため。 効果：公共の福祉の増進に寄与する。	浦河町	

自立促進 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		救助用資機材・装備品購入事業 内容：救助用（水内救助含む）の資機材・個人装備品を購入する。 必要性：住民の身体、生命を守る責務を全うするため救助活動に必要な装備の整備を図る。 効果：水難救助の充実・強化に資する。	日高東部 消防組合	
		町営住宅維持補修事業 内容：町営住宅の適正管理・長寿命化のため施設の改修を行う。 必要性：施設の適正な維持管理を行い必要なサービスの提供を図る。 効果：快適で衛生的な生活環境の維持に寄与する。	浦河町	
	(9)その他	非常用防災備蓄品整備事業 飲料水、毛布、アルファ米等	浦河町	
		土砂災害ハザードマップ作成事業	浦河町	
		防災用個別受信機整備事業 各小中高等学校、保育所、公共施設等	浦河町	
		防災用標高板等設置事業 標高板、避難路看板 50枚	浦河町	
		避難経路(階段)整備事業 階段整備 3か所	浦河町	
		防災備蓄施設整備事業 備蓄倉庫新築 1棟	浦河町	
		合併浄化槽整備補助 一般住宅 年間11基	浦河町	
		共同墓地整備事業 合同墓及び墓地環境整備	浦河町	

5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 高齢者等の保健・福祉

当町の65歳以上の高齢者人口は、町全体の人口減少とは反対に年々増加しており、平成22年で3,616人と全人口の25%以上に達している。また、核家族化が進む中で、独居老人や高齢夫婦世帯などが増加しており、家族の力だけでは介護を行うことが困難な家庭が増えつつあり、地域社会全体で支え合う必要性が高まっている。

特に要介護の認定者は、平成26年度で702人と65歳以上の高齢者の18.6%を占めているが、平成17年度と比較して0.8ポイント減少し、認定率は全道と比較しても低い状況にある。また、町内の介

介護サービスの利用状況も高い水準にあり、サービスが充実している一方で、必然的に町民が負担する介護保険料も高くなっており日高管内では上位の状況にある。

このため、高齢者が可能な限り在宅で安心して暮らしていくためには、在宅福祉サービスの充実と地域で支え合う活動の推進、生きがい活動や体力アップなどの健康維持・増進を一層推進する必要があるとともに、介護サービスと高齢者福祉サービスを効果的に組み合わせつつ、負担と供給のバランスを図りながら各種事業を展開する必要がある。

また、障がい者がその有する能力や適正に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、ホームヘルプサービスや通所サービスなどの実施、障がい者やその家族からの相談体制を充実させるなどにより、障がい者福祉サービスの充実を図ることが重要になっている。

イ 児童の保健・福祉

少子化や核家族化が進行する一方、女性の就労機会の増加や就労形態の変化は、乳幼児や就学前児童を取り巻く社会環境に大きな影響を与えており、現在は、保護者だけで子育てをすることが困難な時代を迎え、子育ての悩みや不安を持つ母親が増大している。

当町においても、平成27年度の新たな子ども・子育て支援制度の施行に伴い、現代の子育て世代が必要とする多様な保育サービスの提供など、様々な課題を踏まえ、計画的に子育て支援施策を推進していくための方策が必要になる。

一方で、町立保育所3箇所、民間保育所3箇所、民間幼稚園1箇所、民間認定子ども園1箇所が運営されているが、入所児童の推移を見ながら、町立保育所の民営化や統廃合を進めると同時に、新たな保育サービスの提供も検討する必要がある。

また、子育て中の若い母親などを対象に、育児の悩みに対して子育て支援センターや保健センターでの相談業務を充実するなど、次代の担い手である子どもを安心して産み育てることができる環境づくりを進めることが必要となっている。

(2) その対策

ア 高齢者等の保健・福祉

高齢者が健康で生きがいを持ち、安心して生活できるよう、日常的な健康づくりや多様化する福祉ニーズに対応したサービスを提供する環境づくりを進めるとともに、趣味活動の充実や社会参加の支援を進める。また、高齢者が要支援・要介護状態になることを防ぐため、介護予防対策を積極的に取り組む。

障がいを持った町民が、自立し社会参加できるよう支援するとともに、在宅福祉の充実を図る。また、障がい者と健常者が地域の中でともに助け合いながら、安心して暮らせる地域社会の実現を目指す。

- ① 利用者の状況に応じた質の高い適正なサービスが提供されるよう、介護サービス事業者への指導助言と研修を進めるとともに、包括的・継続的ケアマネジメント支援を進める。
- ② 高齢者が安心して暮らせるよう、老人福祉施設のあり方や定員の見直しについての検討を進める。
- ③ 地域包括支援センターによる、地域支援事業や新予防給付マネジメントの効果的な実施を図る。
- ④ 高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らすことができるよう、日常生活支援サービスの充実と家族相談支援の強化や、地域での支え合いを促すためにボランティア活動の普及、世代間交流などの「うらこれ事業」の充実を図る。
- ⑤ 介護給付費や医療費の抑制を図り、健康寿命を伸ばし元気な高齢者を増やすため、水泳や乗馬などを取り入れた高齢者体力アップ事業を推進する。

- ⑥ 高齢者が役割を持てる生活を送る上で大切な社会参加を促すため、社会教育や老人クラブなどと連携を図る。
- ⑦ 町内の障がい者福祉サービス提供事業所と連携を取りながら、ホームヘルプサービス、グループホームなどの国庫負担事業の障がい者福祉サービスの充実を図る。
- ⑧ 障がい者等地域生活支援やことばの教室など、地域生活を送る上で必要とする支援を行う事業を推進する。
- ⑨ 高齢者や障がい児の身体機能回復を図る乗馬療育を推進し、その普及と訓練に携わる人材の育成を図る。

イ 児童の保健・福祉

すべての子育て家庭が、子どもを育てる喜びを実感でき、次代を担う子ども達が健やかに成長できるよう、地域ぐるみで子育てを支援するとともに、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを進める。

- ① 子育ての不安を解消し安心して子育てができるよう、子育て支援センターを中心に子育てに関する相談や情報提供、親子の交流を通じた仲間づくりの場としての活動や育児援助活動を推進する。
- ② 子育て中の家庭の手助けをする目的で結成された託児グループなど民間ボランティアを育成・支援し、協力して短期的な託児ニーズに対応する。
- ③ 乳幼児を持つ家庭が安心して子育てを行えるよう、医療費の助成や子ども手当の支給、新生児と1歳児に対して紙おむつ処理用のゴミ袋を支給するなど、経済面から子育てを支援する。
- ④ 障がいのある児童の発達と自立を促すため、保護者や地域と連携を図り、年齢に応じた療育や、適切な指導・訓練の場の充実を図る。
- ⑤ 多様化する保育サービスを踏まえ、延長保育やゼロ歳児保育、障がい児保育など保育サービスの充実に努める。
- ⑥ 保育環境の向上や保育機能の充実に向け民間の幼稚園や保育園と連携を図り、保育環境の整備などを推進するとともに、少子化などに対応するため保育所の適正配置を検討し、更なる効率化を図る。

(3) 計画

自立促進 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
4. 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 高齢者福祉施設 その他	介護予防センター改修事業 スプリンクラー設置 一式	浦河町	
	(8) 過疎地域自立促進特別事業	放課後児童クラブ運営事業 内容：民間運営する放課後児童クラブ運営費に補助する。 必要性：児童の放課後生活を豊かにし、異年齢集団での遊びを通して、地域における児童の交流を深めるため。 効果：青少年の健全育成や共働き家庭の子育て支援に資する。	民間等	

自立促進 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		<p>子育て支援事業（木育事業） 内容：新生児を対象に町内産材を使用した木製品を贈呈する。 必要性：地域材の活用により木育による豊かな人間形成を図るため。 効果：未来を担う豊かで創造的な人材の育成が期待できる。</p>	浦河町	
		<p>若者就労支援事業 内容：高校卒業者等の社会生活への適合や進学、就労への相談、支援を行う。 必要性：無職の若者の増加に伴い、社会的自立ができるよう支援が必要なため。 効果：無職の若者の社会的所属が期待できる。</p>	浦河町	
		<p>乗馬療育推進事業 内容：障がい児等に対し乗馬療育を提供する。 必要性：特色のある乗馬療育を馬産地として積極的に推進するとともに普及を図るため。 効果：障がい児等の身体機能の回復に資する。</p>	浦河町	
		<p>うらかわシニアバスポート事業 内容：70歳以上の高齢者に、敬老バスと入浴の共通利用者証を発行する。 必要性：高齢者の外出機会の提供と健康保持・増進のため。 効果：高齢者の生きがいづくり及び医療費の抑制が期待できる。</p>	浦河町	
		<p>重度身体障害者福祉ハイヤー給付事業 内容：重度身体障がい者に対してハイヤーの初乗り料金分を助成する。 必要性：重度身体障がい者の生活圏の拡大と福祉の増進のため。 効果：重度身体障がい者の積極的な社会参加が期待できる。</p>	浦河町	
		<p>高齢者教育事業 内容：高齢者教室等を実施する。 必要性：生涯学習の機会を広く提供するため。 効果：高齢者の生きがいづくり及び健康増進が期待できる。</p>	浦河町	
		<p>子育て医療費助成事業 内容：中学生までの子どもを持つ保護者に対して、医療費の自己負担分を地域商品券で助成する。</p>	浦河町	

自立促進 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		必要性：子育て世帯の医療負担の軽減を図る。 効果：子ども安心して産み育てる環境づくりが期待できる。		
	(9)その他	まちなか元気ステーション整備 高齢者と子育て世代等が集まることのできる施設を集約整備	浦河町	

6 医療の確保

(1) 現況と問題点

当町には、平成 27 年 3 月 31 日現在で地域センター病院である浦河赤十字病院のほか、民間医療機関が 5 箇所、歯科診療所が 7 箇所あり、地域の医療・診療を担っている。

高齢化の進行や生活習慣病の増加によって、医療のニーズは多様化しており、単に医療機関だけでなく、在宅でも同様に医療及び介護サービスを受けることができるよう「地域包括ケア」として、医療、介護及び福祉の相互協力の仕組みづくりが求められている。このため、さらに医療機関、介護保険施設、福祉関連サービスなどのサービス提供者及び行政機関の連携強化が課題である。

浦河赤十字病院は 2 次医療圏の中心的な役割を担う拠点病院として、日高管内各町からの財政支援を受け平成 25 年に改築が完了した。しかし、看護師の不足状態が続いているため一部の診療科が休診状態にあるとともに、救急医療や休日・夜間診療を維持していくために医師や医療従事者など地域医療体制の充実が求められている。

(2) その対策

すべての町民が安心して医療サービスを受けられるよう、医療機関の施設や機能強化を支援するとともに、地方で不足している医師などの確保も要請する。更に医療機関相互の連携強化や、救急医療体制の充実を促進する。

- ① 地域センター病院である浦河赤十字病院の機能充実強化を支援し、多様化、複雑化する医療ニーズに応えるとともに、医師や医療従事者の確保に取り組む。
- ② かかりつけ医の普及、定着を促進するとともに、訪問医療や訪問看護など在宅医療を促進する。
- ③ 地域センター病院を中心に町内各医療機関と連携を図り、休日・夜間など 24 時間救急医療体制の維持に取り組む。

(3) 計画

自立促進 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
5. 医療の確保	(3) 過疎地域自立促進特別事業	医師等修学資金貸付事業 内容：医師・看護師の修学資金を貸付する。 必要性：町内で勤務する医師、看護師の確保のため 効果：地域医療体制の充実が期待できる。	浦河町	

	<p>浦河赤十字病院医師確保事業補助金</p> <p>内容：浦河赤十字病院の医師確保対策に関する経費に対し補助する。</p> <p>必要性：医師の確保のため</p> <p>効果：地域医療体制の充実が期待できる。</p>	浦河町	
	<p>浦河赤十字病院小児救急医療支援事業補助金</p> <p>内容：休日・夜間の小児救急体制確保経費に対し補助する。</p> <p>必要性：小児救急医療体制の維持確保のため。</p> <p>効果：地域医療体制の充実が期待できる。</p>	浦河町	
	<p>不妊治療費助成事業</p> <p>内容：不妊治療経費に対し助成する。</p> <p>必要性：不妊治療を受ける方の経済的負担を軽減するため。</p> <p>効果：安心して産み育てる環境づくりが期待できる。</p>	浦河町	
	<p>休日夜間診療委託料</p> <p>内容：休日・夜間の診療業務を町内医療機関に委託する。</p> <p>必要性：地域医療体制の維持確保のため。</p> <p>効果：地域医療体制の充実が期待できる。</p>	浦河町	

7 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

当町の小中学校は、平成27年に野深小学校を荻伏小学校へ統合したことにより小学校4校、中学校3校となった。町の将来を担う児童生徒の生きて働く力を育成することがますます重要となっており、学校に対しては、知・徳・体のバランスの取れた質の高い教育を提供し、安心し信頼して子ども託すことができる場となることが求められている。また、義務教育段階での基礎的な生活習慣の不十分さ、コミュニケーション能力の不足などが指摘されており、こうした課題への対応も共通の課題となっている。

このため各学校では、地域の豊かな教育資源を活かした特色ある教育活動を展開するとともに、教育指導の工夫・改善、公開研究会の開催などにより「確かな学力」や「豊かな心」の育成に努めていく必要がある。また、障がいのある子どもの教育の充実や、子どもにとって最大の教育環境である教職員の資質・能力の向上に努めるとともに、学校施設や教職員住宅などの整備を図る必要がある。

さらに、教育課程に位置付けた計画的な「食に関する指導」や学校給食などにおける地産地消、農林水産業などの体験学習の取り組みにより、産業への理解と郷土に対する愛着を深める必要がある。

近い将来には、児童数の減少により学級維持が困難となる状況も予測されることから、地域・保護者などの意見を十分に反映させた中での検討も必要となってくる。

浦河高等学校については、平成24年度から様似高等学校と統合され総合学科高校となったものの、

中学卒業者の減少による間口の減が今後危惧される。このため、特色ある教育活動を行い、地域の多様なニーズに応える高等学校としなければならない。

当町には、専修教育機関である看護専門学校があり、医療の担い手育成は地域にとっても欠かせないことから、引き続き運営に対する支援が必要である。

イ 社会教育

当町は、平成10年に道内で4番目となる「生涯学習の町宣言」を行い、生涯学習をまちづくりの柱の一つに位置付け、学習活動を通して町民一人ひとりがいきいきと豊かに暮らし、活力と個性あふれるふるさとづくりを進めるため、学習環境の充実に取り組んできた。

今後とも、町民の様々な学習活動を奨励するための環境醸成を進めるとともに、一方で学習により身に付けた技術や能力を他の人の学習活動や地域づくりに生かすことが新たな社会教育の役割として求められており、そのための具体的な施策に取り組む必要がある。

また、家庭は人格形成の基礎を培う場であるが、子育てや教育機能の欠落している家庭も多く見られ、PTAや子ども会など関係団体と連携し、地域全体で家庭教育を支援し郷土愛とたくましい心身を持つ子どもたちを育むことが必要である。

生涯の各期にスポーツ活動に親しみ心身ともに豊かに暮らすために、各種のスポーツへの参加機会や団体活動の支援、施設整備の充実に図っているが、特に高齢化が進展する中、保健医療と連携した高齢者の健康づくりのための軽スポーツ活動を推進する必要がある。

乗馬は馬産地浦河ならではの特色あるスポーツ活動であり、転入者や移住体験者にとって魅力的な活動でもある。今後とも各種乗馬の普及に努めるとともに、障がい者乗馬や高齢者乗馬など新たな事業の拡大が求められている。

ウ コミュニティ活動

身近な生活圏であるコミュニティにおける様々な活動は、ふれあいのあるまちづくりにとって重要であり、特に町民の日常生活にもっとも身近な自治会の活動や様々な地域活動が活性化するように、地域との協働のまちづくりの推進が必要である。高齢化、防災、防犯、交通安全など様々な生活課題への新たな対応が求められているが、これらは行政だけで行えるものではなく、町民や団体とそれぞれの役割分担を考え行動することが必要となっている。

そのために、自治会連絡協議会やそれぞれの地域と連携し、学習会や地域住民の交流事業を開催したり、地域づくり講座や出前講座などを行っている。

今後とも、自分でできることは自分で「自助」、地域などでできることは地域で「共助」、そして自助や共助では解決できない部分を行政が行う「公助」の3つの視点に立った協働のまちづくりを進める必要がある。

(2) その対策

ア 学校教育

確かな学力を身につけ豊かな人間性を育むため、教育内容や学習環境づくりを進めるとともに、多様化・高度化する社会の要請に的確に対応した「知・徳・体」の調和のある教育を実践する。

- ① 学力向上のため、家庭学習の習慣化を図るとともに、標準学力調査や浦河高校や道内の大学と連携した「学習サポート」事業の実施、更にこれらを総合的に実施するため学力向上を専任とした指導主事を配置する。
- ② 老朽化している学校施設や教職員住宅の改修を進める。

- ③ 学校・家庭・地域社会が連携して食育を充実するとともに、学校給食に地元産品を使用することにより地産地消を一層進めるため献立の創意工夫に取り組む。
- ④ 就職率の低下や失業率の上昇など厳しい雇用情勢の中で、社会の多様な要請に対応した専門的職業人を育成する専修学校に引き続き支援を行う。

イ 社会教育

町民一人ひとりが目標を持ちいきいきと学び、その成果が自分自身や地域の中で活かされるよう、指導者の育成や学習機会の提供、団体活動の支援、施設整備などの学習環境の充実を図る。また、生涯にわたり誰もが気軽にスポーツに親しみ、仲間づくりや健康・体力増進が気軽にできるよう、指導者の育成や団体活動の支援など、スポーツに親しめる環境づくりを進める。

- ① 生涯学習フェスティバルの開催など様々な機会を通して、生涯学習の普及啓発を図る。
- ② 家庭教育の充実を図るため、子どもを持つ家庭へ支援体制づくりや具体的な運動を展開する。
- ③ 地域と連携し放課後児童の安全で安心な居場所づくりを推進する。
- ④ 浦河の自然や歴史、文化など様々な地域資源を活用した子どもたちの体験活動を推進する。
- ⑤ 町民の様々なニーズに対応した施設整備と、各施設の機能を活かした使いやすい施設運営を図るとともに、施設ボランティアの育成と活用を進める。
- ⑥ 地域ぐるみ、職場ぐるみのスポーツ活動を推進するため、高齢者でも気軽にできる軽スポーツの普及を推進するとともに、施設整備を促進する。
- ⑦ たくましい子どもたちの育成のため、小中高とスポーツを継続できるよう、関係機関・団体などと連携し、町内中学校で部活動を合同で行うか、スポーツクラブの設置を検討するほか、施設整備に取り組む。
- ⑧ 今後も乗馬人口の拡大を図るため、子ども、障がい者、高齢者を柱に各種乗馬教室の充実と指導者の育成・確保に努め、様々なニーズに対応した乗馬の活用を促進する。

ウ コミュニティ活動

自治会を中心としたコミュニティ活動やボランティア活動など各種の地域活動を活発にするとともに、行政情報の積極的な提供を行い、行政との協働・連携により地域を支える活動を推進し、町民とのパートナーシップによるまちづくりを推進する。

- ① ボランティア活動やNPO活動などのコミュニティ団体への支援や、自治会活動の活性化を自治会連絡協議会等などと協働で行い、コミュニティ活動を推進する。
- ② 自治体の仕組みの基本ルールを明確にし、町民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、自治基本条例の策定に取り組む。

(3) 計画

自立促進 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
6. 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 教職員住宅	教職員住宅整備事業 新築5棟10戸	浦河町	
		教職員住宅改修事業 補修25戸	浦河町	

自立促進 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
	(3) 集会施設、体育施設等 体育施設	ファミリースポーツセンター改築事業 3,800 m ²	浦河町	
	(4) 過疎地域自立促進特別事業	学力向上推進事業 内容：児童生徒の学力向上に向けた取り組みを総合的に実施する。 必要性：児童生徒の学力の状況を的確に踏まえ確かな学力を育む教育の充実を図る。 効果：児童生徒の学力向上に寄与する。	浦河町	

8 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

ア 文化芸術

当町では、総合文化会館を中心に町民が主体的に美術、工芸、文芸、舞踊、音楽などの様々な文化活動に親しむとともに、文化協会との連携による優れた芸術鑑賞機会の提供や、総合芸術である町民ミュージカルに5作品も取り組むなど文化活動が活発である。しかし、文化団体には会員の固定化や指導者の確保といった問題があり、高齢化や会員数の減少が進み活動が停滞する傾向にあることから、今後とも文化協会や単位団体への支援と連携を強化し活動の活性化を図る必要がある。

また、次代を担う子どもたちが文化芸術活動を通し豊かな心や感性を育ていけるよう、鑑賞機会や学校の文化活動の支援を行うとともに、和太鼓や踊りなどの青少年の郷土芸能活動を支援しているが、さらに鑑賞機会や文化活動体験を増やすなど、郷土愛を育み地域に根ざした文化活動を充実させる必要がある。

700席のホールを有している総合文化会館は、各種文化団体が利用するほか町内の幼稚園から高校などの文化活動の練習・発表の場として施設の稼働率も高く有効に使われているが、建設から19年が経過し、設備・備品の消耗や劣化が始まっていることから、引き続き町民が安全で快適に利用できるよう施設整備を行う必要がある。

美術館では、当町出身の洋画家伏木田光夫氏の作品を常時展示し、美術団体の協力を得ながら毎年新作展や関連行事を行っているが、町民のギャラリーとしてより多くの町民が展示や鑑賞で訪れるよう工夫をする必要がある。

イ 文化財保護・活用

当町の特色ある歴史生活文化を伝える施設として、郷土博物館、馬事資料館、赤心社記念館があり、博物館敷地内にある馬事資料館は、馬文化と競馬産業を紹介する馬産地らしいユニークな施設として町外から訪れる人も多く、荻伏地区にある赤心社記念館は現存する唯一の北海道開拓結社「赤心社」の資料を展示しており、北海道や当町開拓の歴史を知ることができる。

しかし、馬事資料館も建設から35年が経ち、ほかの二つは既存の古い建物を活用したものであることから、早急に改修などの整備を行い貴重な資料を管理、保管できるよう対応する必要がある。

アイヌ文化は浦河郷土の文化であり、郷土博物館で資料の収集・保管・展示を行うほか、アイヌ文化保存会への活動支援や文化伝承・普及のための講座などを連携して開催しており、今後も継続するとともにより多くの町民がアイヌ文化にふれる機会を拡大する必要がある。

(2) その対策

ア 文化芸術

住民自らが創り上げる地域文化を育成するとともに、身近に文化芸術に親しむ環境を提供し、文化・芸術活動を促進する。また、郷土の文化財・文化遺産を後世に伝えるため、資料収集や調査研究に努めるとともに、各種講座や小中学校の総合的な学習など、地域の生涯学習教材として活用を推進する。

- ① 町民の文化芸術活動への参加機会の拡充のため、文化団体の活性化と新規サークルの育成強化を図る。
- ② 青少年が主体的に文化芸術活動に参加できるよう、児童生徒を対象とした講座や発表機会を拡充するとともに、郷土芸能の保存と継承に努める。
- ③ 地域に密着した魅力ある美術館の振興を図るため、展示・収蔵作品と関連ある講演会などを開催し、町民に親しまれる美術館運営に努める。

イ 文化財保護・活用

アイヌ民族文化や馬文化など当町の特色ある歴史文化を保存するとともに、貴重な文化遺産として町内外に伝え、個性ある地域づくりを推進する。

- ① 郷土の文化財・文化遺産を後世に伝えるため、資料のデジタル化や調査研究に努め、企画展や常設展により積極的な活用を図るとともに、郷土博物館の施設整備を進める。
- ② 馬産地として馬事文化を広く継承することが大きな役割であることから、常設展示品の展示替えを行うなど、馬事資料館の整備充実を図るとともに、馬に関する資料の収集とデジタル化を進める。
- ③ 地域の財産であるアイヌ民俗文化財の保存と伝承を図るため、重要無形民俗文化財・アイヌ古式舞踏の発表の機会を充実させるとともに、アイヌ民俗文化財の調査研究を進める。

(3) 計画

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7. 地域文化の振興等	(2) 過疎地域自立促進特別事業	総合文化会館維持管理事業 内容：施設の適正管理・長寿命化のため施設の維持補修を行う。 必要性：施設の適正な維持管理を行い必要なサービスの提供を図る。 効果：公共の福祉の増進に寄与する。	浦河町	
		郷土博物館資料整備事業 内容：文化財等マップ作成、博物館資料管理ソフト作成、所蔵資料燻蒸を行う。 必要性：博物館資料の適正な管理のため 効果：公共の福祉の増進に寄与する。	浦河町	
		芸術鑑賞事業 内容：芸術鑑賞事業及び児童生徒芸術鑑賞事業を実施する。 必要性：芸術文化の振興のため 効果：地域社会の活性化、魅力ある地域づくりが期待できる。	浦河町	

9 集落の整備

(1) 現況と問題点

当町では、集落についても道路・電気・水道・地域会館といった施設は一通り整備されていることから、日常生活を送る上では大きな支障はないが、施設の老朽化、公共交通機関の便数が少ないなどの不便や格差があり、集落の維持と活性化のためにはこれらの解消が課題となっている。

また、人口減少と高齢化が問題となっている当町にあって、集落ではさらに人口減少と高齢化が進んでいるが、当町の基幹産業である第一次産業は集落を生産基盤としていることから、第一次産業の振興の視点からも集落の活性化が必要となっている。

一方で、近年は都市住民から、豊かな自然の中での農的暮らしなどを求めて移住や長期滞在への問い合わせが増加していることから、こうした都市住民の集落への定住・長期滞在を実現させることも集落活性化対策の一つとして重要である。

(2) その対策

現在の集落の維持を基本に、地域コミュニティとしての集落が存続できるよう、生活環境等の整備を図る。

- ① 集落の活性化が図られるための地域コミュニティ環境の整備充実

(3) 計画

自立促進 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
8. 集落の整備	(3) その他	生活館大規模改修事業	浦河町	

10 その他地域の自立促進に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

ア 自然エネルギーの利用促進を図るための施設等の整備

当町は、豊かな自然環境から様々な恩恵を受けこれまで発展してきましたが、環境に配慮するという時代の要請から自然環境の保全と地域資源の有効活用を図るため、環境負荷の少ない自然エネルギーの導入を推進する必要がある。

イ 移住・定住

当町では、少子化・高齢化の進行とあいまって、今後も人口減少が進むことが予想され、深刻な問題となっている。人口が減少することにより、私達の暮らしを支える基盤が崩れ、十分な機能を維持していくことが困難になり、その結果、地域の活力が失われてしまうことが懸念される。

一方で、首都圏を中心に「団塊の世代」が大量退職の時期を迎えたことにより、移住や地域間交流による第二のふるさと探しの動きが大きくなり、こうした移住・交流のニーズに対応することで、地域の人口減少に歯止めをかけるとともに、交流人口の増加によって地域の活性化につながることを期待されたことから、当町では平成 17 年度から移住促進対策室を設け、道内でもいち早く移住促進の取り組みを始めた。

当町では、「馬との暮らし」という他の地域にはない特色を打ち出し、町の魅力を積極的に発信するとともに、ワンストップ窓口による相談対応や、使用していない職員住宅を活用した移住体験（ちょっと暮らし）の実施などにより移住促進に努めてきたが、移住体験者の滞在日数が道内でもトップクラス

になるなど着実に成果をあげている。こうした結果は、滞在中に乗馬や釣りができるなどの当町の特徴はもちろんのこと、移住体験者を受け入れる際の町民の協力があるものである。

移住促進をさらに進展させていくためには、地域の魅力の掘り起こしと利活用、移住希望に適した不動産物件の確保や住民と行政協働の受入体制の充実などといった課題に取り組む必要があるが、平成 22 年度からは、町内の建設協会が自ら移住体験住宅を建築し移住体験者の受入を始めるなど、住民と行政の協働の動きが出てきている。

今後も、こうした動きを充実させるとともに、移住・定住・交流の情報を積極的に発信し、当町の特徴である豊かな自然を前面に出した農的暮らしや馬との暮らしを軸に、移住促進を地域振興策の一つとして取り組んでいく必要がある。

表 10-1 移住等の実績

区分	移住実績				体験移住 (ちょっと暮らし)		
	完全移住		二地域居住		件数	人数	滞在延べ日数
	件数	人数	件数	人数			
平成 17 年度	4 件	5 人	0 件	0 人	—	—	—
平成 18 年度	10 件	19 人	0 件	0 人	9 件	20 人	1,405 日間
平成 19 年度	7 件	14 人	2 件	4 人	11 件	23 人	2,670 日間
平成 20 年度	4 件	9 人	0 件	0 人	17 件	35 人	2,018 日間
平成 21 年度	5 件	13 人	0 件	0 人	17 件	41 人	2,549 日間
平成 22 年度	4 件	11 人	0 件	0 人	27 件	57 人	3,389 日間
平成 23 年度	6 件	10 人	0 件	0 人	31 件	60 人	4,702 日間
平成 24 年度	4 件	9 人	2 件	4 人	27 件	51 人	5,199 日間
平成 25 年度	4 件	7 人	5 件	10 人	46 件	93 人	3,993 日間
平成 26 年度	10 件	20 人	4 件	8 人	57 件	98 人	3,617 日間

※体験移住（ちょっと暮らし）は平成 18 年度からの実施。

(2) その対策

ア 自然エネルギーの利用促進を図るための施設等の整備

公共施設の老朽化に伴う熱供給設備の更新に自然エネルギーの導入について研究し、国等の補助制度を活用して、自然エネルギー設備の公共施設等への導入を進めることとする。

イ 移住・定住

温暖な気候や豊かな自然と、「馬との暮らし」という当町の特徴を活かしながら、受入体制の強化や住民と行政の協働の充実、地域おこし協力隊の活用などにより、さらに移住促進の取り組みを進展させることとする。

- ① 移住・定住・交流促進対策の充実
- ② 地域おこし協力隊の活用

(3) 計画

自立促進 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
9. その他地域の 自立促進に関 し必要な事項	(1) 自然エネルギー を利用するため の施設	熱供給施設整備事業 木質バイオマスボイラーの導入	浦河町	
	(2) 過疎地域自立促 進特別事業	うらかわ生活体験事業 内容：移住体験事業を実施する。 必要性：移住・地域間交流の推進のため 効果：移住者（完全・2地域）の増加が期 待できる。	浦河町	
		移住・定住支援促進事業 内容：体験移住用に供する住宅改修費用の 補助及び空き家バンク等を運営する。 必要性：体験移住用住宅の確保及び情報提 供体制の充実のため。 効果：移住者（完全・2地域）の増加が期 待できる。	浦河町	
		移住・定住プロモーション事業 内容：大都市圏で移住・定住に関するプロ モーションを行う。 必要性：移住に関する情報提供体制の充実 のため。 効果：移住者（完全・2地域）の増加が期 待できる。	浦河町	
		地域おこし協力隊事業 内容：地域おこし協力隊を設置し、都市住 民を受け入れ地域協力活動を展開する。 必要性：都市住民のニーズに応える地域力 の発掘や情報発信の強化のため。 効果：移住者（完全・2地域）の増加が期 待できる。	浦河町	

事業計画（平成28年度～32年度） 過疎地域自立促進特別事業分

自立促進 施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
1. 産業の振興	(9) 過疎地域自立促進特別事業	農業担い手支援事業 内容：新規就農しようとする者へ研修中及び就農に係る経費を補助する。 必要性：農業就業者の減少や高齢化の進行など後継者育成を図る必要があるため。 効果：次世代を担う農業後継者を育成し、地場産業の振興に寄与する。	浦河町	
		農業担い手支援事業補助 内容：新農業人フェアの参加経費及び受入指導農家謝金等に係る経費を補助する。 必要性：農業就業者の減少や高齢化の進行など後継者育成を図る必要があるため。 効果：次世代を担う農業後継者を育成し、地場産業の振興に寄与する。	民間 (浦河町担い手育成総合支援協議会)	
		有害鳥獣駆除対策事業 内容：有害鳥獣駆除に対する奨励費及び処理経費に対し助成する。 必要性：有害鳥獣による農業被害等の減少を図る必要があるため。 効果：農業被害を防止し、経営安定に寄与する。	浦河町	
		浦河町産業まつり開催補助 内容：民間団体が実施するイベントに対して補助する。 必要性：地場産品の啓発及び地産地消の推進を図るため。 効果：地場産品の消費拡大やにぎわいづくりが期待できる。	民間 (産業まつり実行委員会)	
		漁業担い手支援事業 内容：漁業後継者・新規就業者の育成（研修・資格取得等）に係る経費を補助する。 必要性：漁業就業者の減少や高齢化の進行など後継者育成を図るため。 効果：次世代を担う漁業後継者を育成し、地場産業の振興に寄与する。	浦河町	
		浜の元気再生検討協議会事業 内容：漁業の多面的な機能の検証及び調査研究に関する経費を補助する。 必要性：管理型漁業の推進、漁業経営安定を図るため。 効果：昆布増殖及び漁業者の所得向上に寄与する。	民間 (日高中央漁協ほか)	

自立促進 施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
		観光・まちおこし等人材育成事業 内容：観光やまちおこしに携わる人材の育成事業を行う。 必要性：観光施設や観光地としての受入態勢づくりのため。 効果：観光客増加による消費や雇用などの経済波及効果が期待できる。	浦河町 ・民間 (浦河町 観光協会)	
		商店街活性化対策事業 内容：商店街団体が行う中心市街地の活性化事業に対し補助する。 必要性：市街地の空洞化の防止や買い物弱者対策を図るため。 効果：商店街の活性化、にぎわいづくりが期待できる。	民間 (大通商 店街)	
		地場産品開発調査研究事業 内容：地域資源を活用した食品開発、販路拡大等に係る経費を補助する。 必要性：地産地消や特産品開発促進を図るため。 効果：地場産品のブランド化や販路の拡大により経済の活性化が期待できる。	民間等	
		電子ポイントカード整備事業 内容：自治体共通電子ポイントカードの整備導入・運営に係る経費を補助する。 必要性：商店街活性化のため。 効果：商店街の活性化、にぎわいづくりが期待できる。	民間 (浦河商 工会議所)	
		観光イベント開催事業 内容：港まつり、うらかわ馬フェスタ等の開催事業に対し補助する。 必要性：イベントの開催により地域の活性化とともに集客を図るため。 効果：地域の活性化や観光客増加による消費や雇用などの経済波及効果が期待できる。	民間 (浦河町 観光協会 他)	
		観光振興組織設立・運営支援事業 内容：法人格を持った観光振興組織の設立と運営を支援する。 必要性：観光情報提供体制の充実により観光客の増加を図るため。 効果：観光客増加による消費や雇用などの経済波及効果が期待できる。	民間 (浦河町 観光協会 他)	

自立促進 施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
		優駿の里公園等観光施設維持管理事業 内容：優駿の里公園等の適正管理・長寿命化のため施設の改修を行う。 必要性：施設の適正な維持管理を行い快適なサービスの提供を図る。 効果：観光客増加による消費や雇用などの経済波及効果が期待できる。	浦河町	
3. 生活環境の整備	(7) 過疎地地域自立特別促進特別事業	ごみ処理施設維持管理事業 内容：ごみ処理施設の適正管理・長寿命化のため施設の改修を行う。 必要性：施設の適正な維持管理を行い必要なサービスの提供を図る。 効果：快適で衛生的な生活環境の維持に寄与する。	浦河町	
		住宅環境整備促進事業 内容：①住宅新築リフォーム等に対し補助する。②危険廃屋の解体撤去費用に対し補助する。 必要性：持家住宅の促進、景観及び住環境の向上、防犯・安全対策のため。 効果：公共の福祉の増進に寄与する。	浦河町	
		救助用資機材・装備品購入事業 内容：救助用（水内救助含む）の資機材・個人装備品を購入する。 必要性：住民の身体、生命を守る責務を全うするため救助活動に必要な装備の整備を図る。 効果：水難救助の充実・強化に資する。	日高東部消防組合	
		町営住宅維持補修事業 内容：町営住宅の適正管理・長寿命化のため施設の改修を行う。 必要性：施設の適正な維持管理を行い必要なサービスの提供を図る。 効果：快適で衛生的な生活環境の維持に寄与する。	浦河町	
4. 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域自立促進特別事業	放課後児童クラブ運営事業 内容：民間運営する放課後児童クラブ運営費に補助する。 必要性：児童の放課後生活を豊かにし、異年齢集団での遊びを通して、地域における児童の交流を深めるため。 効果：青少年の健全育成や共働き家庭の子育て支援に資する。	民間等	

自立促進 施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
		子育て支援事業（木育事業） 内容：新生児を対象に町内産材を使用した木製品を贈呈する。 必要性：地域材の活用により木育による豊かな人間形成を図るため。 効果：未来を担う豊かで創造的な人材の育成が期待できる。	浦河町	
		若者就労支援事業 内容：高校卒業者等の社会生活への適合や進学、就労への相談、支援を行う。 必要性：無職の若者の増加に伴い、社会的自立ができるよう支援が必要なため。 効果：無職の若者の社会的所属が期待できる。	浦河町	
		乗馬療育推進事業 内容：障がい児等に対し乗馬療育を提供する。 必要性：特色のある乗馬療育を馬産地として積極的に推進するとともに普及を図るため。 効果：障がい児等の身体機能の回復に資する。	浦河町	
		うらかわシニアバスポート事業 内容：70歳以上の高齢者に、敬老バスと入浴の共通利用者証を発行する。 必要性：高齢者の外出機会の提供と健康保持・増進のため。 効果：高齢者の生きがいがづくり及び医療費の抑制が期待できる。	浦河町	
		重度身体障害者福祉ハイヤー給付事業 内容：重度身体障がい者に対してハイヤーの初乗り料金分を助成する。 必要性：重度身体障がい者の生活圏の拡大と福祉の増進のため。 効果：重度身体障がい者の積極的な社会参加が期待できる。	浦河町	
		高齢者教育事業 内容：高齢者教室等を実施する。 必要性：生涯学習の機会を広く提供するため。 効果：高齢者の生きがいがづくり及び健康増進が期待できる。	浦河町	
		子育て医療費助成事業 内容：中学生までの子どもを持つ保護者に対して、医療費の自己負担分を地域商品券で助成する。	浦河町	

自立促進 施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
		必要性：子育て世帯の医療負担の軽減を図る。 効果：子ども安心して産み育てる環境づくりが期待できる。		
5. 医療の確保	(3) 過疎地域自立促進特別事業	医師等修学資金貸付事業 内容：医師・看護師の修学資金を貸付する。 必要性：町内で勤務する医師、看護師の確保のため 効果：地域医療体制の充実が期待できる。	浦河町	
		浦河赤十字病院医師確保事業補助金 内容：浦河赤十字病院の医師確保対策に関する経費に対し補助する。 必要性：医師の確保のため 効果：地域医療体制の充実が期待できる。	浦河町	
		浦河赤十字病院小児救急医療支援事業補助金 内容：休日・夜間の小児救急体制確保経費に対し補助する。 必要性：小児救急医療体制の維持確保のため。 効果：地域医療体制の充実が期待できる。	浦河町	
		不妊治療費助成事業 内容：不妊治療経費に対し助成する。 必要性：不妊治療を受ける方の経済的負担を軽減するため。 効果：安心して産み育てる環境づくりが期待できる。	浦河町	
		休日夜間診療委託料 内容：休日・夜間の診療業務を町内医療機関に委託する。 必要性：地域医療体制の維持確保のため。 効果：地域医療体制の充実が期待できる。	浦河町	
6. 教育の振興	(4) 過疎地域自立促進特別事業	学力向上推進事業 内容：児童生徒の学力向上に向けた取り組みを総合的に実施する。 必要性：児童生徒の学力の状況を的確に踏まえ確かな学力を育む教育の充実を図る。 効果：児童生徒の学力向上に寄与する。	浦河町	
7. 地域文化の振興等	(2) 過疎地域自立促進特別事業	総合文化会館維持管理事業 内容：施設の適正管理・長寿命化のため施設の維持補修を行う。	浦河町	

自立促進 施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>必要性：施設の適正な維持管理を行い必要なサービスの提供を図る。</p> <p>効果：公共の福祉の増進に寄与する。</p>		
		<p>郷土博物館資料整備事業</p> <p>内容：文化財等マップ作成、博物館資料管理ソフト作成、所蔵資料燻蒸を行う。</p> <p>必要性：博物館資料の適正な管理のため</p> <p>効果：公共の福祉の増進に寄与する。</p>	浦河町	
		<p>芸術鑑賞事業</p> <p>内容：芸術鑑賞事業及び児童生徒芸術鑑賞事業を実施する。</p> <p>必要性：芸術文化の振興のため</p> <p>効果：地域社会の活性化、魅力ある地域づくりが期待できる。</p>	浦河町	
9. その他地域の自立促進に 関し必要な事項	(2) 過疎地域自立促進特別事業	<p>うらかわ生活体験事業</p> <p>内容：移住体験事業を実施する。</p> <p>必要性：移住・地域間交流の推進のため</p> <p>効果：移住者（完全・2地域）の増加が期待できる。</p>	浦河町	
		<p>移住・定住支援促進事業</p> <p>内容：体験移住用に供する住宅改修費用の補助及び空き家バンク等を運営する。</p> <p>必要性：体験移住用住宅の確保及び情報提供体制の充実のため。</p> <p>効果：移住者（完全・2地域）の増加が期待できる。</p>	浦河町	
		<p>移住・定住プロモーション事業</p> <p>内容：大都市圏で移住・定住に関するプロモーションを行う。</p> <p>必要性：移住に関する情報提供体制充実のため。</p> <p>効果：移住者（完全・2地域）の増加が期待できる。</p>	浦河町	
		<p>地域おこし協力隊事業</p> <p>内容：地域おこし協力隊を設置し、都市住民を受け入れ地域協力活動を展開する。</p> <p>必要性：都市住民のニーズに応える地域力の発掘や情報発信の強化のため。</p> <p>効果：移住者（完全・2地域）の増加が期待できる。</p>	浦河町	